

(一社)岡山県L P ガス協会防災計画

令和 2 年 5 月作成

一般社団法人岡山県L P ガス協会

【目次】

第1	(一社)岡山県L P ガス協会防災計画の概要	1
第2	(一社)岡山県L P ガス協会防災計画	6
第3	岡山県L P ガス災害対策要綱	10
第4	岡山県L P ガス災害対策要綱運営要領	13
第5	岡山県におけるL P ガス消費者分布表	15
第6	応急生活物資の供給支援連絡網	16
第7	岡山県L P ガス災害対策マニュアル	18
第8	災害時相互応援ルール	28
第9	岡山県L P ガス災害対策マニュアル（L P ガス販売事業所用B C P 編）	31
第10	緊急通行車両等事前届出について	38
第11	岡山県L P ガス協会流出容器等処理要綱	46
第12	液化石油ガス容器置場における容器転落・転倒及び流出防止措置指針	55
第13	連絡先	64

第 1 (一社)岡山県 L P ガス協会防災計画の概要

1 計画策定の経緯

平成23年に発生した東日本大震災や平成30年7月豪雨災害の教訓から、現在当協会が定めている「岡山県災害対策要綱」を見直し、今後の協会の防災対策の基本となる「防災計画」を策定する。また、併せて「防災計画」を柱として体系的に各種の要綱・要領等を改正又は制定し、災害対策を実効あるものとする。

2 計画の目的

大規模災害が発生した場合を想定し、会員相互と地域社会への協調支援を基本とした即応体制を確立し、県内における L P ガスの保安確保及び安定供給に万全を期すること

3 計画の作成方針

高圧ガス保安協会が国の調査会の報告を踏まえて取り纏めた「L P ガス災害対策マニュアル」をもとに作成

4 計画の内容

(1) 一般消費者等への保安啓発

一般消費者等への広報内容、広報手段

(2) 指定地方公共機関の指定に基づく自治体との連携

当協会は「指定地方公共機関」に指定されており、その責務を果たす。

(3) 防災協定等の見直し

必要に応じて現行の防災協定等の見直しや新たな締結をする。

(4) 地域協力体制の整備（協会の体制に関する規定類の整備）

① 大規模被害発生時に L P ガス供給の早期復旧を果たすための協会の体制

【第 3 岡山県 L P ガス災害対策要綱】

【第 4 岡山県 L P ガス災害対策要綱運営要領】

【P 4 災害対策連携組織図】

【P 5 岡山県 L P ガス災害対策本部 組織図】

【P 6 岡山県 L P ガス災害対策現地本部 組織図】

② 市区町村別の L P ガス消費者世帯数及び消費者位置の把握

【第 5 岡山県における L P ガス消費者分布表】

③ 災害復旧用資機材の確保

【第 6 応急生活物資の供給支援連絡網】

(5) 企業の枠を超えた点検・調査のルール作り（災害時の活動要領）

- ① 災害時における協会、支部、会員それぞれの具体的な業務内容

【第7 岡山県LPガス災害対策マニュアル】

- ② 災害時に他社の消費者の点検・調査を行う場合の点検・調査のルール

【第8 災害時相互応援ルール】

- ③ 災害時における販売事業所の具体的な業務内容（タイムライン形式）

【第9 LPガス災害対策マニュアル（LPガス販売事業所用BCP編）】

(6) 応援・受入れ体制の整備

災害時の応援又は受援についての考え方

(7) 通信体制

協会は、支部、中核充填所等（防災復旧作業拠点）及び保安機関等を結ぶ通信網が不通になった時の手段として、通信機器に頼らず地域の組織網により情報伝達を確保し、LPガス設備の被害状況等や応急復旧活動のための人員の確保、機材の調達等が迅速に手配できる体制を整備する。

(8) 緊急車両等

LPガス販売事業者等の車両が緊急物資を輸送するなどの緊急車両としての取扱いが受けられるよう、所轄の警察と協議している。

【第10 緊急通行車両等事前届出について】

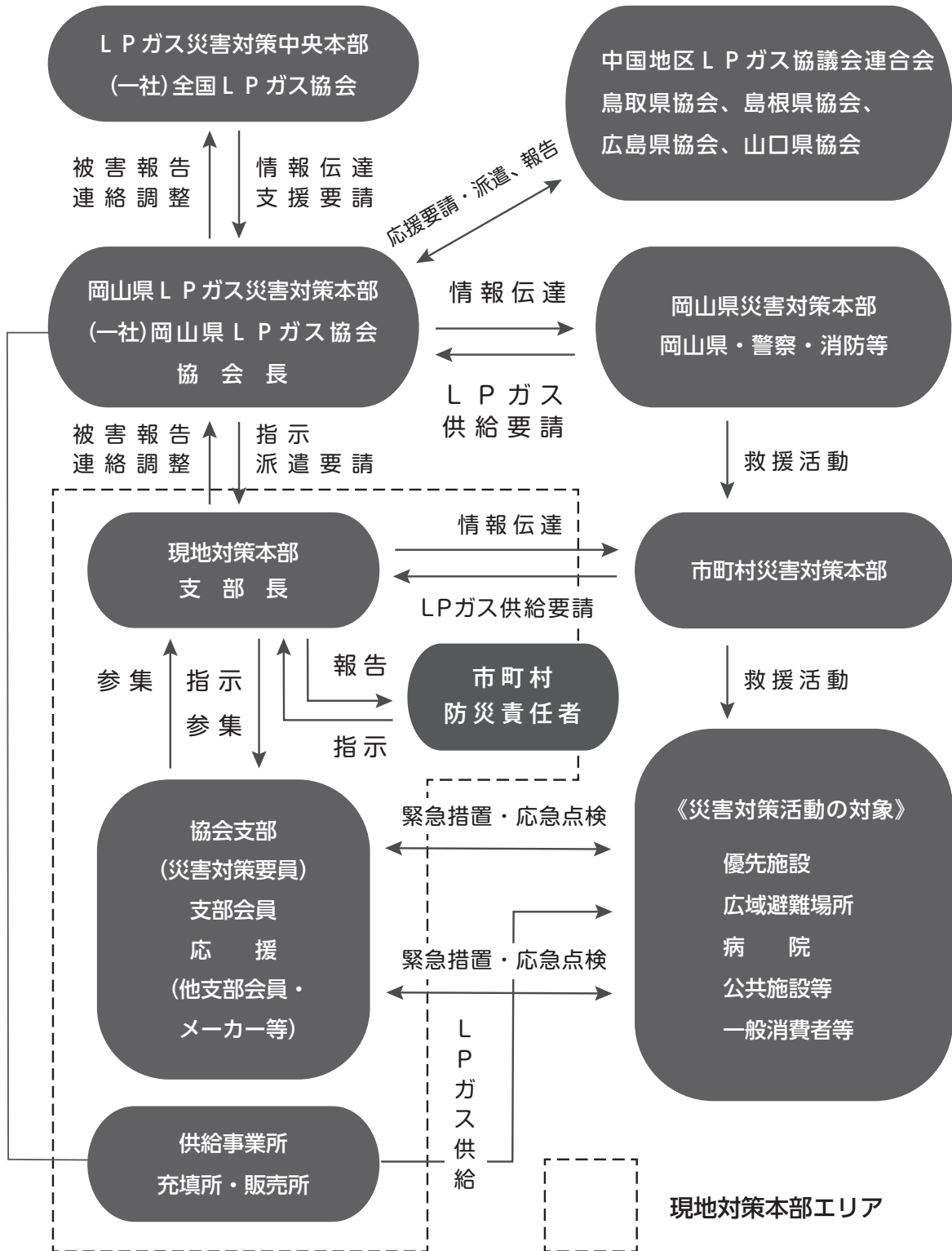
(9) 流出LPガス容器の回収体制の確立

協会は、【流出容器等処理要綱】により、流出容器の回収体制を整備する。

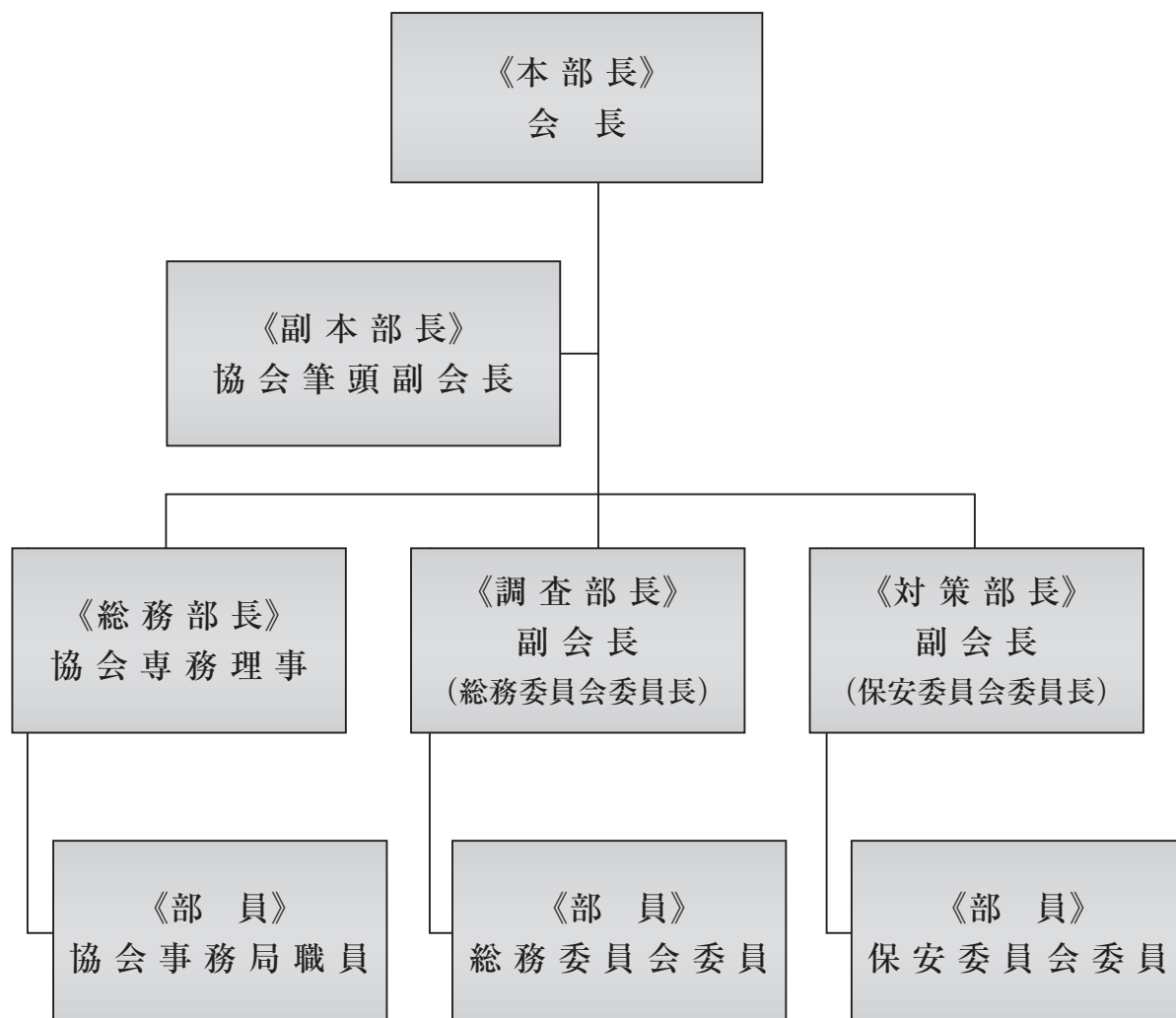
【第11 岡山県LPガス協会流出容器等処理要綱】

【第12 液化石油ガス容器置場における容器転落・転倒及び容器流失防止措置指針】

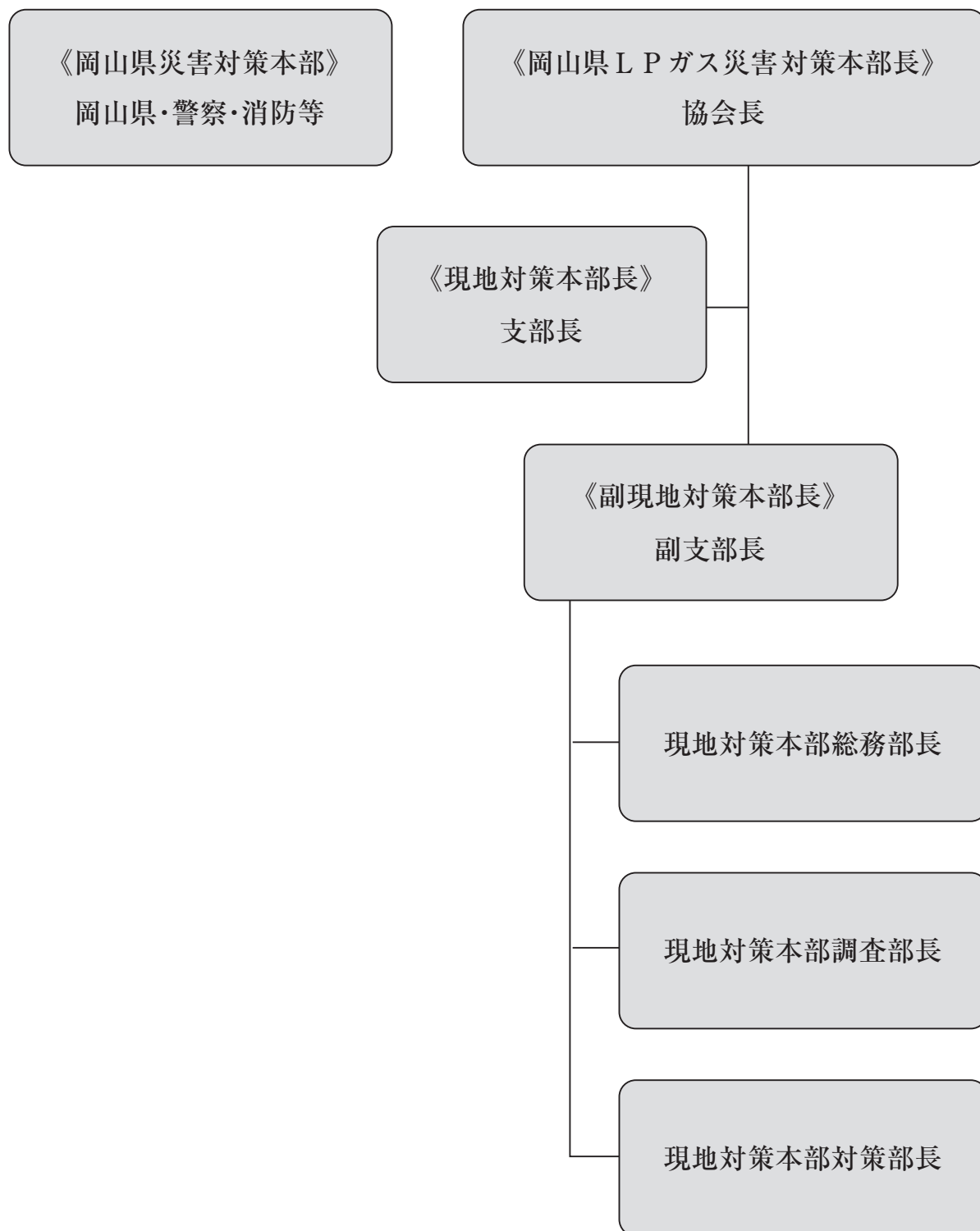
【災害対策連携組織図】



【岡山県LPガス災害対策本部 組織図】



【岡山県LPガス災害対策現地本部 組織図】



第2 (一社)岡山県L Pガス協会防災計画

(総 則)

(一社)岡山県L Pガス協会は、大規模災害が発生又は発生するおそれがあるときは、本防災計画に定めるところにより、関連する事項を定めた各要綱に基づき災害対策を実施する。

(基本計画)

1. 一般消費者等への保安啓発計画

- (1) 警戒宣言発令時及び大規模災害発生時には一般消費者等が適切に対応できるよう日頃から広報活動を行い、その徹底を図る。
- (2) (一社)岡山県L Pガス協会は、チラシやパンフレット等を作成し、L Pガス販売事業者を通じ一般消費者等を対象として日常の業務、展示会、各種講習会及び学校教育などあらゆる機会を利用して、災害時の対応について周知する。
- (3) 特に大規模な災害時には、一般消費者等に対する情報提供のため、電話相談窓口を地域の対策本部に設け、速やかにラジオ、自治体の広報等を通して一般消費者等に周知する。
- (4) 平時から一般消費者等に対し、非常時のL Pガスに係る情報提供の方法について周知する。
- (5) (一社)岡山県L Pガス協会は、岡山県及び県下市町村に対し、広報誌に一般消費者等の災害時の対応について掲載を要請すると共に、警戒宣言発令時や大規模災害発生時には、広報車等により一般消費者等がL Pガス設備に対しとるべき措置について広報するよう要請する。
- (6) (一社)岡山県L Pガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、警戒宣言発令時及び大規模災害発生時の広報について予め協議する。
- (7) 大規模災害発生のおそれのあるときは、報道機関を通じ、次の事項についてL Pガス消費者に対する情報提供を行う。
 - ① 被災時の広報
 - イ. 二次災害防止のため、自宅を離れて避難する際には、可能な限りL Pガス容器のバルブを閉栓すること
 - ロ. 併せて、電気のブレーカーも切断（寒冷地では水抜き）すること
 - ハ. L Pガスの使用再開にあたっては、L Pガス販売店の点検を受けること
 - ② 平時の広報
 - イ. マイコンメーターの復帰方法を周知すること
 - ロ. マイコンメーターが復帰できない場合は、ガス漏れの恐れがあるので、L Pガス販売業者に連絡すること
 - ハ. 軒下在庫があるため、直ぐに供給停止とはならないこと
 - ニ. 停電中は、換気のために窓を開けてガス機器を使用すること
 - ホ. 何か異常があった場合は、L Pガス販売店に連絡すること
 - ヘ. (一社)岡山県L Pガス協会は《一般消費者等への保安啓発計画》を一般消費者等に周知すること
- ③ W e bサイトにおける広報

(一社)岡山県L P ガス協会の公式W e b サイトに被災地域における次の注意事項を掲載する。

イ. 避難所の掲示板に避難所から帰宅して、ガスを使用する際には、事前にガス事業者による点検を受けてから使用する旨の注意喚起

ロ. 一時帰宅者等にガス使用時の注意事項

ハ. 重機で土砂等を取り除く際は、埋まった容器に注意すること

2. 指定地方公共機関の指定に基づく自治体との連携

(一社)岡山県L P ガス協会は、災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」の指定に基づき、自治体の防災担当と連携する。

3. 防災協定等の推進

(一社)岡山県L P ガス協会は、現行の防災協定における支援物資の提供に努める。避難所の情報、緊急車両の指定、災害時の広報等に関する事項を追加するなど、必要に応じて現行の防災協定等の見直し及び新たな締結を推進する。

4. 地域協力体制の整備

① (一社)岡山県L P ガス協会及び協会支部が県内において大規模な被害を受けた場合、L P ガス供給の早期復旧を果たすよう協力体制を整備するため、(一社)岡山県L P ガス協会が制定する「災害対策要綱」、「災害対策マニュアル」等にL P ガス販売事業者、保安機関、卸売事業者、配送センター等がそれぞれの立場から地域的協力ができる組織体制を整備するとともに、地域の中核充填所などを災害復旧の作業拠点に位置づける。そのために以下のことを実施する。

【第3 岡山県L P ガス災害対策要綱】

【第4 岡山県L P ガス災害対策要綱運営要領】

イ. 災害対策組織（災害対策本部、現地対策本部、役割等）の整備

震度5強、広域災害が発生した場合、自動的に災害対策本部が設置されるように整備する。

ロ. 本部長を核とする指示命令組織により、会員を招集できる体制の整備

会員の招集訓練を、支部単位で訓練計画を作成して実施する。

ハ. 招集された会員の役割の明確化

会員の役割の職務を明確にし、その職務を遂行するため訓練計画を作成して実施する。事業所においては、就業規則に災害時の応援協力を業務として位置づけておく。

ニ. 現地対策本部（被災地域の会員）の地域内の連絡体制の整備

電話等通信手段が途絶した場合を想定して、地域内の販売事業者の所在地等を記載した地図等を整備し、現地調査に出動するなどの措置を検討すること

ホ. 全国L P ガス協会との通信連絡体制の整備

ヘ. 市区町村別のL P ガス消費者世帯数及び消費者位置の把握

【第5 岡山県におけるL P ガス消費者分布表】

ト. 点検用具、供給管・配管資材等応急点検等に必要な資機材の確保

災害復旧の作業拠点には、復旧用資材（調整器、高圧ホース等）やカセットコンロ等を保管するために用いる比較的広い敷地を有し、地域の指導的役割を果たせる事業所を選択する。

【第6 応急生活物資の供給支援連絡網】

- ② 小規模なLPガス販売事業者等、人的要因等によって速やかな災害時の対応が困難な事業者にあつては、LPガス販売事業者間又は卸売事業者と保安機関等の協力体制を整備する。

5. 企業の枠を超えた点検・調査のルール作り

東日本大震災の教訓から被災状況によっては、販売店の単独での点検・調査が困難であることから、災害後の点検・調査の体制整備を図るため、系列内での協力体制を整備する。

一方で、消費者が、競合相手の契約先である場合や、復旧後に事故が起きた場合の責任問題等が懸念されることから他社の消費者の点検・調査については、共通ルールを定め、実施する。ルール作りは、他社の顧客も含めた点検・調査がより多くの地域で実施されるよう、既に共通ルールが定められている協会の例を参考に無理のない範囲で実施することを定める。

(点検・調査のルールを作るに当たっての事項)

イ. 応急的な点検・調査と本格的な点検・調査を明確に区分し、特に応急的な点検・調査についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず(一社)岡山県LPガス協会として実施する。

ロ. 応急的な点検・調査は原則2人以上で実施し、その際には販売勧誘活動を行わない。

ハ. 復旧後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として供給契約をしているLPガス販売事業者が実施する。

※ここでいう「応急的な点検・調査」とは、マイコンメーターによる漏えいの確認や復帰等であり、漏えい対応等、別途工事、補修が伴うものについては、当該顧客と供給契約を締結しているLPガス販売事業者が対応するものとする。

- ① 災害時における協会、支部、会員それぞれの具体的な業務内容

【第7 岡山県LPガス災害対策マニュアル】

- ② 災害時に他社の消費者の点検・調査を行う場合の点検・調査のルール

【第8 災害時相互応援ルール】

- ③ 災害時における販売事業所の具体的な業務内容(タイムライン形式)

【第9 LPガス災害対策マニュアル(LPガス販売事業所用BCP編)】

6. 応援・受入れ体制の整備

大規模地震・津波災害や記録的な豪雨等自然災害等で、地域におけるLPガス設備、または、LPガス販売事業者の施設、(一社)岡山県LPガス協会の施設等の被害が甚大な場合は、LPガス販売事業者及び(一社)岡山県LPガス協会・LPガス協会支部での対応が困難となることも考えられる。(一社)岡山県LPガス協会は、このような事態を想定しLPガス協会支部単位の活動や、地域外からの応援の受入れ・活動範囲等を、LPガス販売事業者、卸売事業者、設備工事事業者、保安機関、機器メーカー等の関係者間で予め協議し、円滑、かつ、迅速な災害対策を行うよう努める。(一社)岡山県LPガス協会が被災した場合、隣県のLPガス協会が受け入れ側の窓口となり、中央団体がLPガス関係団体、被災地以外の全国のLPガス協会等からの応援隊の派遣の調整を図るため後方支援の窓口となるような全国的な応援・受入体制を整備することも検討する。

この場合、応援隊は応援活動を行う間の宿泊、食事等の手配は、被害地域では対応することが困難であることから自ら手配又は持参するとともに不慮の事故に備えて保険に加入する。

また、応援活動に要する工事、応援活動における事故に関する保険等の費用負担のあり方について全Ｌ協等と予め協議しておく。

7. 通信体制

大規模災害が発生すると、情報通信インフラにも甚大な被害が生じ、回線の途絶や、停電等により情報通信機器が使えなくなる。

また、携帯電話についても携帯電話基地局の倒壊や津波、土石流等により流出といった被害が発生し、通信規制等により長期間通信不能となる。固定・携帯電話網に甚大な被害が発生する可能性があり、地震の影響を受けにくい衛星通信が通信手段として期待されている。

しかしながら、非常用通信回線を優先して使用する災害時優先携帯電話のなかには、有効な通信手段として機能したものもある。ただ停電が長期化するとバッテリーに充電できず苦慮することから、乾電池使用の充電器や車のシガーライタープラグから充電できる充電器を備える必要がある。衛星通信も同様である。

上記の状況から、警戒宣言発令時及び災害発生時には、一般電話による連絡は、極めて困難となると考えられるので、(一社)岡山県ＬＰガス協会は、このような場合に備えて平素より非常時における衛星電話等通信手段を確保し、その運用に熟知し、事前に関係者間で協議することが重要である。

(一社)岡山県ＬＰガス協会は、支部、中核充填所等（防災復旧作業拠点）及び保安機関等を結ぶ通信網が不通になった時の手段として、通信機器に頼らず地域の組織網により情報伝達を確保し、ＬＰガス設備の被害状況等や応急復旧活動のための人員の確保、機材の調達等が迅速に手配できる体制を整備する。

8. 緊急車両等

岡山県公安委員会は、災害時に緊急車両（救急車、消防車、パトロールカー、緊急物資輸送車など）以外の交通規制をすることがある。このような場合に、通行を可能とする緊急車両の速やかな指定が必要である。

(一社)岡山県ＬＰガス協会は、岡山県と連携しＬＰガス販売事業者等の車両が緊急物資を輸送するなどの緊急車両としての取扱いが受けられるよう、所轄の警察と協議しておくことが重要である。

【第10 緊急通行車両等事前届出について】

大規模な災害においては、道路網が寸断され、大規模な交通規制が行われるため、小回りの利く自転車、オートバイ等の整備についても配慮すること。

9. 流出ＬＰガス容器の回収体制の確立

東日本大震災では、住宅や自動車、更には船舶まで流されるほどの大規模な津波が発生したため、大量のＬＰガス容器が流出した。

また、平成30年7月豪雨では、岡山県内、愛媛県内において、約3,000本を超えるＬＰガス容器が流出したことが確認されている。

流出したＬＰガス容器が、放置されれば、重大な二次災害につながるおそれもあることから、(一社)岡山県ＬＰガス協会は、【流出容器等処理要綱】により、流出容器の回収体制を整備する。

【第11 岡山県ＬＰガス協会流出容器等処理要綱】

【第12 液化石油ガス容器置場における容器転落・転倒及び容器流失防止措置指針】

第3 岡山県L P ガス災害対策要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、災害によって岡山県内に重大な被害が発生、若しくは発生の恐れのある場合に、一般社団法人岡山県L P ガス協会（以下「L P ガス協会」という。）が会員相互と地域社会への協調支援を基本とした即応体制を確立し、県内におけるL P ガスの保安確保及び安定供給に万全を期することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱は、次の場合に適用する。

- (1) 自然災害（地震、水害、台風、噴火等）によるL P ガスに関する被害が判明した場合
- (2) 震度5強以上の地震が発生した場合
- (3) 支部等から要請があった場合
- (4) 指定地方公共機関としての職務が発生した場合
- (5) その他L P ガス協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合

第2章 組織

(災害対策本部)

第3条 第1条の目的達成のため、会長はL P ガス協会内に岡山県L P ガス災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 会長がその職務を実行できないときは、筆頭副会長が会長職務を代行する。会長及び筆頭副会長が共に職務を実行できない場合は、予め定められた順に従い他の副会長が代行する。
- 3 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長には会長、副本部長には筆頭副会長をもってあてる。
- 4 本部には総務部、調査部、対策部を設け、部長には担当副会長等の役員をもってあてる。
- 5 前項に規定する部長を補佐するために別に定める部員を置く。
- 6 本部長は、災害の危険がなくなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは本部を解散する。
- 7 本部が被災し、その機能が果たせない場合には、予め定められた順に従い、被災していない地域の現地対策本部または中核充填所を本部として機能させる。

(現地対策本部の設置)

第4条 本部長が指定したL P ガス協会支部に、本部長の指示または第2条第1号、同第2号、同第3号のいずれかの事象が発生した場合には、岡山県L P ガス災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- 2 現地本部には現地本部長及び現地副本部長を置く。現地本部長及び現地副本部長は本部長が指名する。
- 3 現地本部には総務部、調査部、対策部を設け、部長には支部長又は支部役員をもってあてる。
- 4 本部は、原則として予め支部において定めた場所に設置する。

5 本部長は、災害の危険がなくなつたと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは現地本部を解散する。

(災害発生時の支援)

第5条 被災地域以外のLPガス協会会員は、この要綱の目的を達成するため、本部長の要請に従い支援活動にあたることとする。

第3章 職務

(本部の職務)

第6条 本部は、本部長の指示に従って次の職務にあたる。

- (1) 災害関係情報の収集・分析・伝達
- (2) 現地本部の活動支援及び要請受諾
- (3) 支援者等との連絡調整
- (4) 指定地方公共機関としての業務
- (5) 国・県及び他の関係機関等との連絡調整
- (6) 広報活動
- (7) LPガス及び関連器材の緊急調達（県との「LPガスの調達に関する協定」を含む。）
- (8) その他

(現地本部の職務)

第7条 現地本部は現地本部長の指示に従って、次の職務にあたる。

- (1) 被災状況の把握及び本部への情報提供
- (2) 被災事業者の実態把握及び本部への支援要請
- (3) 応援要員等との連絡調整
- (4) 広報活動
- (5) 第9条及び第10条の立案並びに指示
- (6) その他

(職員の職務)

第8条 LPガス協会職員は、第3条の規定に従い、速やかに事務所に参集して本部の設置に備えるとともに、本部設置後はその機能を最大限発揮できるよう関係業務の調整にあたる。

(会員の職務)

第9条 会員は、本部又は現地本部の指示に従い職務に従事し、LPガスによる災害の発生又は災害拡大の防止活動を行う。

会員の職務は次のとおりとする。

- (1) 被災状況の現地本部への報告
- (2) 緊急対応措置の実施
- (3) 広報活動
- (4) 公共施設・避難所への応急供給の実施
- (5) 緊急保安活動状況の現地本部への報告
- (6) LPガス及び関連器材の緊急輸送
- (7) その他

第4章 雑則

(事後処理)

第10条 この要綱に定める災害活動等の事後処理は、L P ガス関係事業者の責務と協調のものと速やかに、安全に執り行う。

(費用)

第11条 この要綱により発生する費用の拠出については、本部において裁定するものとする。
なお、支援要員には手当てを支給しないものとする。

(細目)

第12条 前各条に定めるもののほか、その他必要事項については、本部長及び現地本部長の判断により決定する。

(準用)

第13条 この要綱は、他の都道府県協会等から支援要請があった場合にも準用する。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関して、必要な事項は別に定める。

付則 1. この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

2. 改訂 平成17年1月17日

3. 改訂 令和2年5月11日

第4 岡山県LPガス災害対策要綱運営要領

岡山県LPガス災害対策要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定により、同要綱の実施に関して、必要な事項を次のとおり定める。

記

（災害対策本部）

第1条 要綱第3条第2項の「会長及び筆頭副会長が共に職務を実行できない場合の予め定められた順」は、第1順位を永野副会長、第2順位を荏田副会長、第3順位を明貝副会長とする。

第2条 要綱第3条第4項の「総務部、調査部及び対策部の各部長に任命される担当副会長等の役員は、それぞれ、専務理事、総務委員会委員長、保安委員会委員長の職にある者をあてる。

2 前項に規定する部長が職務を執行することができない場合に備え、代理者をおく。代理者は、それぞれ、事務局長、総務委員会副委員長、保安委員会副委員長の職にあるものをあてる。

3 要綱第3条第5項の「本部員」は、総務部にあっては、協会事務局職員、調査部にあっては、総務委員会所属の委員、対策部にあっては、保安委員会所属の委員をもってあてる。

4 要綱第6条に規定する「本部の職務」の事務分掌は、本部を構成する部ごとに次のとおりとする。

（1）総務部

- ①指定地方公共機関としての業務
- ②国・県及び他の関係機関等との連絡調整
- ③広報活動
- ④その他

（2）調査部

- ①災害関係情報の収集・分析・伝達

（3）対策部

- ①現地本部の活動支援及び要請受諾
- ②支援者等との連絡調整
- ③LPガス及び関連器材の緊急調達（県との「LPガスの調達に関する協定」を含む。）

5 本部長は、災害復旧対策等重要事項を協議するため、必要に応じ対策本部会議を召集する。

6 本部長は必要に応じ、対策本部会議に関係現地本部長又は支部長及び学識経験者を参加させることができる。

7 本部長は、緊急を要する災害復旧対策等が生じた場合には、本部長の権限により、関係現地本部長に指示して災害復旧対策等を実施することができる。

（現地対策本部）

第3条 要綱第7条に規定する「現地本部の職務」の事務分掌は、現地本部を構成する部ごとに次のとおりとする。

（1）総務部

- ①被災状況の本部への情報提供
- ②被災事業者の本部への支援要請
- ③広報活動

④その他

(2) 調査部

①被災状況の把握

②被災事業者の実態把握

(3) 対策部

①応援要員等との連絡調整

②要綱第9条及び第10条の立案並びに指示

2 現地本部長は、本部長の命により、または必要に応じ、現地本部会議を招集する。

3 現地本部長は、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

付則 1. この要領は、令和2年5月11日に制定し、同日から施行する。

第5 岡山県におけるL Pガス消費者分布表

出典：平成30年度岡山県内L Pガス世帯数調査

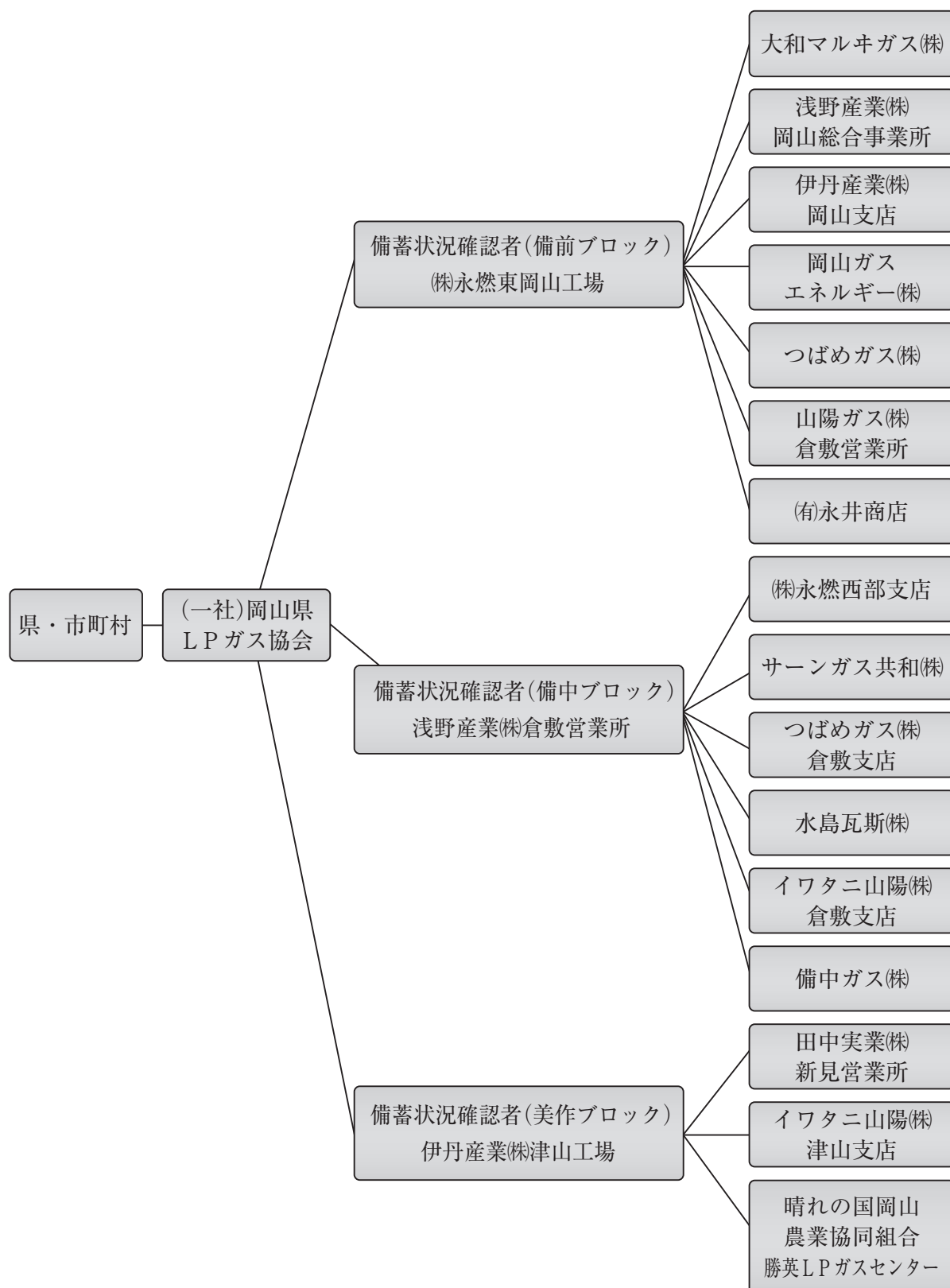
平成31年3月31日現在 単位：戸数

市町村名	業務用	共同住宅	一般住宅	市町村合計
岡山市	5,886	89,112	63,736	158,734
倉敷市	4,143	47,251	47,745	99,139
早島町	86	846	1,017	1,949
玉野市	579	3,830	13,262	17,671
総社市	641	6,621	9,291	16,553
浅口市	216	1,355	6,237	7,808
笠岡市	372	2,845	9,551	12,768
井原市	290	869	7,109	8,268
里庄町	79	395	1,366	1,840
矢掛町	106	507	2,565	3,178
瀬戸内市	92	1,024	1,720	2,836
赤磐市	110	750	1,258	2,118
備前市	22	513	396	931
和気町	15	141	298	454
高梁市	415	3,030	6,973	10,418
吉備中央町	165	239	2,971	3,375
新見市	309	1,689	6,930	8,928
真庭市	861	2,066	11,599	14,526
新庄村	40	12	274	326
鏡野町	98	312	2,986	3,396
津山市	1,201	10,853	16,213	28,267
美作市	305	1,107	6,846	8,258
勝央町	96	668	2,078	2,842
奈義町	40	111	1,161	1,312
西粟倉村	14	25	430	469
久米南町	36	122	1,303	1,461
美咲町	153	227	3,657	4,037
県内合計	16,370	176,520	228,972	421,862

第6 応急生活物資の供給支援連絡網

令和2年4月現在

《中核充填所》※アンケート回答備蓄事業所



平成30年度安全安心向上運動調査結果

区域	販売事業者名	ＬＰガス救援物資保有状況													
		ＬＰガス (8kg以下)	ＬＰガス (10kg)	ＬＰガス (20kg)	ＬＰガス (50kg)	調整器	ガス警報器	消火器	ゴムホース	鋳物コンロ	ストーブ/ ファン ヒーター	テーブル コンロ	炊飯器	カセット コンロ	コンロ用 ボンベ
備前	大和マルキガス(株)					10	30		50	2		5	1		
	(株)永燃	4	5	5	10	15	15		50	5	10	1	2		
	浅野産業(株) 岡山総合事業所	10				10			100		5		2		
	伊丹産業(株) 岡山支店	5	5	10	10	10	20	5	100	3			2		
	岡山ガスエネルギー(株)	10	10	10	10	10	10	2	150	5	5	5	1	8	8
	つばめガス(株)				300	10	100		200	3	5	3	1		
	山陽ガス(株) 倉敷営業所	10	50	100	100	20	50		50	5	20	5	5	50	50
	(有)永井商店			10	150	10	100	5	50	3	12	20	1	40	400
備中	浅野産業(株) 倉敷事業所			20	10	5	2		30	2			1		
	(株)永燃 西部支店	5	20	30	30	10	20	3	50	5	30	2	2	4	10
	サンガス共和(株)	5	5	10	20	10	20		50	3	5	5	2		
	つばめガス(株) 倉敷支店				30				50			3			
	水島瓦斯(株)	20	18	50	50	10		3	100	10	3	2	0	100	300
	備中ガス(株)	5	20	20	20	20	20	0	50	3	2	2	1	0	20
	田中実業(株) 新見営業所	5	5	10	10	10	10	10	50	10	5	1	0	50	50
	イワタニ山陽(株) 津山支店	10	20	100	100	20	60	2	100	6	10	2	3		
美作	伊丹産業(株) 津山支店	5	5	20	5	5		100		3					
	勝英農業協同組合 ＬＰガスセンター	40				20			50	10	10	3	2		
	該当事業所合計	134	163	395	855	205	457	130	1,280	78	122	59	26	252	838
	総合計	1,072	1,125	1,404	1,864	1,319	1,652	445	7,840	847	585	320	212	318	1,585
	総保有量に占める割合	13%	14%	28%	46%	16%	28%	29%	16%	9%	21%	18%	12%	79%	53%

注) 下線で示した事業所は、担当する備蓄事業所の備蓄状況を確認し県協会を通じて供給依頼のあった県・市へ連絡する。

第7 岡山県LPガス災害対策マニュアル

一般社団法人岡山県LPガス協会

このマニュアルは、一般社団法人岡山県LPガス協会の制定した「岡山県LPガス災害対策要綱」に基づく災害対策等を実効あるものとするため、災害対策としての日常業務、災害発生後の緊急対応、応急点検、復旧措置等について定めたものである。

1 災害対策としての日常業務

災害に対して的確な対応を行うためには、日常の事業活動の中で以下のことがらの励行が望まれる。

- (1) 災害発生の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、予め定めておく。
- (2) 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに活用できるよう心掛ける。また、緊急時において優先的に対応や供給等を行うべき施設を予め挙げておく。
- (3) 保安業務用機器、非常用電源、ラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。
- (4) 通常時から一般消費者等に、災害発生時等にとるべき対応についての啓発を図っておく。
 - ア 使用中の火は直ちに消して器具栓・元栓を閉止すること。
 - イ ガス漏れ等の異常に気付いた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡すること。
 - ウ マイコンメーターの復帰方法について周知すること。
- (5) 非常用の資機材（カセットボンベ、単段式調整器等）、非常食、飲料水、車両用燃料、非常時の発電措置について日常から確保しておく。

2 災害に有効な設備対策

災害に有効な設備対策として、以下のことがらが考えられるので、日頃からその普及には積極的に取り組むこと。

- (1) S型マイコンメーター等の設置
- (2) ガス放出防止器、容器プロテクター等の設置
- (3) 業務用設備に対する対震自動ガス遮断装置の設置
- (4) 鎖の二重掛け等による容器転倒防止対策の徹底強化
- (5) 燃焼器用ホースの使用
- (6) 可能な限り露出配管での施工
- (7) 可とう性・耐食性に優れた配管材料の選定と施工
- (8) 保安業務用機器並びに携帯電話等情報収集に必要な機器の電源の確保
- (9) その他有効な設備対策

3 災害発生後の事業の対応

災害発生後はまず自分の身の安全を確保し、次に事業継続のために次のことを行う。

- (1) 従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。）

- (2) 事業所内の被害状況の確認
- (3) 供給先の被害状況の確認

4 緊急対応

緊急対応は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のことがらを実施する。

(1) 被害状況の確認

次の要領により、L P ガス設備の被害状況を確認する。

ア 確認順位

確認は、L P ガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、以下の施設順位とする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 業務用施設
- c 集合住宅
- d 一般住宅
- e その他

イ 確認方法

確認は、容器バルブの閉栓及び容器の撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行う。

- a 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無
- b 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無

(2) 二次災害防止のための措置

ア 容器バルブの閉栓又は容器撤去

確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行う。

イ 広報活動

震度“6弱”以上の地震が発生した地域又はL P ガス設備が冠水した施設では、上記の目視点検で異常が認められなくても、さらに次章“5 応急点検”で定める安全確認によりL P ガス設備に異常が無いと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

【別紙1 震災後の周知（例）参照】

5 応急点検

被害状況の把握と、二次災害防止のための緊急対応がなされた後は、可能な限り速やかな供給開始が望まれるが、供給再開に先立つ応急点検は不可欠の作業である。

ただし、これは通常の調査点検とは異なり、短期間で多数のL P ガス設備に対して実施する必要がある、またガスの使用再開を図ることが目的であるので、効率を高めるために以下の要領によることとする。

(1) 応急点検実施対象施設

前章“4 緊急対応”で定める目視点検を行った結果、さらに応急点検を行う必要が認められた設備及び震度“6弱”以上の地域及びL P ガス設備が冠水した地域のL P ガス設備全

てを応急点検の実施対象とする。

(2) 応急点検順位

応急点検は供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として以下の順位で実施することとする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 集合住宅
- c 一般住宅
- d 業務用施設
- e その他

(3) 応急点検事項

応急点検は、原則として以下の要領で実施することとする。

【別紙2 安全点検等（例）参照】

- a ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計又はマノメーターで漏えい検査を実施する。(マイコンメーター出口からガス栓までの配管については、マイコンメーターの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。)
- b 屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどがないか目視で確認する。漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。
注) 冠水した調整器、マイコンメーター等は必ず交換する。

(4) 周知

応急点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても周知徹底を図る。

【別紙3 消費者への設備改善のお願い（例）参照】

(5) 不在宅への措置

消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブまたは中間ガス栓を閉止し不在票を置く。

【別紙3 お客様へのお願い（不在宅）参照】

6 復旧措置

緊急対応、応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合には、原則として、供給契約を締結しているLPガス販売事業者が行うこととする。

7 災害状況報告

(1) 災害発生直後の情報収集

協会は、県内で震度5強以上の地震・風水害等が発生し、被害が甚大なため詳細な被害状況の把握が困難な場合には、支部と連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報の収集を早急に行う。また、被害状況を取りまとめ、様式2により全国LPガス協会に報告する。 【LPガス被災状況＜緊急＞報告書】

(2) 会員の報告

会員は、岡山県内で震度5強以上の地震・風水害等が発生した場合は様式1で各支部事務局へ報告する。

【LPガス被災状況報告書 販売事業者→支部】

(3) 支部の報告

支部事務局は、会員からの災害状況報告を様式2で速やかに取りまとめて協会へ報告する。

【L P ガス被災状況報告書 支部→協会】

(4) 復旧状況の報告

災害復旧した場合は、様式1を用いて、同様に報告する。

8 大規模災害時における相互応援

大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又はL P ガス販売事業者自らが被災した場合は、地域のL P ガス販売事業者、卸売事業者、保安機関等が協力して、県L P ガス協会が行うローラー作戦等に参加し、より効率的な緊急対応・応急点検を実施する。別途、災害時の相互応援時の取り決めとして、【災害時相互応援ルール】を定める。

9 避難所等の情報の確認等

災害時に備えて、都道府県の指定する避難所等の情報の確認を行い、災害発生時のL P ガスの供給方法、供給設備や消費設備の設置場所、設置方法等を都道府県と協議し、防災訓練等において実態を確認する。

10 資機材の保管場所、応援要員の施設等の確認

災害発生時に行う緊急対応、応急点検等に必要な資機材の保管場所、また、他地域からの宿泊施設や受け入れができる施設等の確認を行う。

【L P ガス被災状況報告書 [販売事業者→支部]

様式 1

支部 御中

報告事業所名称 (支店等名含む)		担当者氏名	
		電話番号	

L P ガス関係被害状況報告 (第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 報)

年 月 日現在

報告書記入にあたっての注意事項

- 被害がなくてもご提出ください。また、第 1 報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いたします。
- F A X ・ メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
- 第 1 報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。(同一用紙を使用可・この場合、第 2 報の場合は 1 及び 2 を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1. 自社の被害 (被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載)

項 目	被害の有無	詳 細
A 事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B 事務所の被害	無・有	(被害の程度)
C 容器置場・充填所	無・有	(被害の程度)
D スタンド	該当なし 無・有	(被害の程度)
E 車両	無・有	(被害の台数や程度)
F バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の台数や程度)

2. 消費先の被害

下記の E、F 以外は概数でかまいません。

A	災害前の L P ガス供給世帯数 (概数記載可) 【A=B+C+D】	戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数 (概数記載可)	戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数 (概数記載可)	戸
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数 (概数記載可) 【A-(B+C)】	戸
D の内 被害状況と未復旧数	E ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F E のうち、未復旧件数	戸
	G E に該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数 (概数記載可)	戸
	H G のうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。
E は容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I : 【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所 (市区町村名)、発生日時は必ず記入

3. 容器の流出 (判明している限りで構いません)

A : 消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B : うち、累積回収本数	本
C : その他 (充填所・貯蔵施設・容器置場等) からの流出・埋没本数	本	D : うち、累積回収本数	本

4. 要請 (支援の有無)・連絡事項

--

【L P ガス被災状況報告書〔支部→都道府県協会→全L協〕】

様式 2

復旧未完了が残っている場合は、数字に変更がなくても毎日報告をお願いします。 ☐ 変更なし

(一社)岡山県L P ガス協会 御中

メール: okalpgas@ceres.ocn.ne.jp FAX: 086-225-2762

支 部 名

担当者名

TEL

L P ガス被災状況報告書 (第 報)

1. 事業所、充填所、スタンドの人的・物的被害状況

①人的被害の状況	死亡者数 (名)	負傷者数 (名)	②物的被害状況	被害ありの数
事 業 主			事業所 (箇所)	
従 業 員			容器置場・充填所 (箇所)	
合 計			スタンド (箇所)	
			車両 (台)	
			バルクローリー (台)	
			合 計	

2. 被災状況及びガス漏れの復旧状況

被災地 市町村名	被災地にお客様が ある販売事業者数 (所)	被災地の被災前 のお客様件数 (件)	【事業者報告書のE】 ガス漏れ、火災、爆発い ずれか被害のあった件数 (件)	【事業者報告書のF】 被害のあった件数の うち未復旧件数 (件)
合 計				

注1: 被災した市区町村数が上表の枠を超えた場合は、行を追加してご記入ください。

注2: 第2報以降の報告については、最新の件数に置き換えてご記入ください。

注3: 被災報告は被害がないことが明らかな市町村の記入は不要です (局地災害の場合)。

3. 流出 (埋没含む) 容器回収状況 (把握できる限りで構いません)

	流出本数 (本)	うち回収本数 (本)
消費先軒先からの流出・埋没本数		
その他 (充填所、容器置場等) からの流出本数		
合 計		

4. 全L協 (災害対策中央本部) への要請、連絡事項等

人 員	
物 資	
要請等	

※全L協への報告は、(一社)全国L P ガス協会災害対策中央本部宛に

メール (hoan@japanlpg.or.jp) 又はFAX (03-3593-3700) で行う

(記入方法)

復旧未完了が残っている場合は、数字に変更がなくても毎日報告をお願いします。 ☐ 変更なし

(一社)岡山県LPガス協会 御中

メール: okalpgas@ceres.ocn.ne.jp FAX: 086-225-2762

支 部 名

担当者名

TEL

LPガス被災状況報告書 (第 報)

1. 事業所、充填所、スタンドの人的・物的被害状況

①人的被害の状況	死亡者数 (名)	負傷者数 (名)	②物的被害状況	被害ありの数
事 業 主			事業所 (箇所)	
従 業 員			容器置場・充填所 (箇所)	
合 計			スタンド (箇所)	
			車両 (台)	
			バルクローリー (台)	
			合 計	

2. 被災状況及びガス漏れの復旧状況

被災地 市町村名	被災地にお客様が ある販売事業者数 (所)	被災地の被災前 のお客様件数 (件)	【事業者報告書のE】 ガス漏れ、火災、爆発い ずれか被害のあった件数 (件)	【事業者報告書のF】 被害のあった件数の うち未復旧件数 (件)
・事前に協会で調査し、あらかじめ記載してください。 ・市町村の消費者区分けが困難であると推測されます。販売店様の消費者ごとの市町村分布まで調査が困難であれば、販売店の所在する市町村にその販売店の全消費者を入れ込んでいただいても構いません。 ・供給前の消費先件数は、市町村世帯数からのLPガス世帯数の類推した概数でも構いません。			・各事業者の報告の数字を積み上げてください。 ・市町村ごとへの振り分けは、事業者からの報告書の被害概要にある市区町村で判断してください。(分からなければ報告事業者の所在する市町村に振り分けしてください。) ・緊急停止数に対して復旧戸数が0になった時点で復旧完了となります。	
合 計				

注1: 被災した市区町村数が上表の枠を超えた場合は、行を追加してご記入ください。

注2: 第2報以降の報告については、最新の件数に置き換えてご記入ください。

注3: 被災報告は被害がないことが明らかな市町村の記入は不要です (局地災害の場合)。

3. 流出 (埋没含む) 容器回収状況 (把握できる限りで構いません)

	流出本数 (本)	うち回収本数 (本)
消費先軒先からの流出・埋没本数		
その他 (充填所、容器置場等) からの流出本数		
合 計		

4. 全L協 (災害対策中央本部) への要請、連絡事項等

人 員	
物 資	
要請等	

※全L協への報告は、(一社)全国LPガス協会災害対策中央本部宛に

メール (hoan@japanlpg.or.jp) 又はFAX (03-3593-3700) で行う

【震災後の周知(例)】

LPガス(プロパンガス)を お使いの方へ(お願い)

一般社団法人岡山県LPガス協会

1. ご自宅のLPガス容器のバルブを閉めて下さい。
2. 安全確認のため、設備の一斉点検を行いますので、点検を終了するまでLPガスをご使用にならないようにして下さい。
3. 復旧につきましては、全力をあげて努めますので、ご協力ください。

【安全点検票(例)】

安全点検票

点検日	月 日	班	
		点検者	
地図コード		住 所	
施設の区分	戸建・集合・公共・業務用	販売店名等	
消費者名		(不明の場合は 容器記載名称)	
施設の状況	1. 全壊 2. 半壊 3. 一部破損 4. 被害なし		
調査状況	1. 調査不能 2. 不在で調査不能		

供給設備の点検	点 検 項 目		判定	点 検 項 目		判定
	・ 容 器			・ ガスメーター		
	・ 容器バルブ			・ メーターガス栓		
	・ 高低圧ホース			・ 供給菅の漏えい		
	・ 集合装置					
	・ 調整器					
	・ 容器の転倒転落防止措置					
消費設備の点検	・ 配管の漏えい			・ 中間ガス栓		
	・ 未使用ガス栓					
	器具名／項目	漏れ	燃焼状態	排気筒等	判定	
	コ ン ロ					
	湯 沸 器					
	給 湯 器					
	風 呂 釜					
周知の内容	1. 適	使用を許可した。				
	2. 否	使用禁止の設置をした。				
		改善項目				

※判定：適であれば○ 不適であれば× 非該当項目は斜線を記入する。

※使用禁止の措置をした場合、消費者に「設備改善のお願い」を必ず手交すること。

※業務用施設等で燃焼機器の数が多い場合は、空欄に「適○台 否○台」と記入すること。

【消費者への設備改善のお願い(例)】

設 備 改 善 の お 願 い

一般社団法人岡山県LPガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

お客様のLPガス設備を安全点検した結果、この災害によって設備に異常がありますので、供給を受けているLPガス販売店に連絡し、必ず設備改善をした後、使用してください。

改善をされずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、CO中毒等の事故が発生するおそれがあります。

月 日

お 客 様 へ の お 願 い

(不在者宅)

一般社団法人岡山県LPガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この災害でお客様のLPガス設備の被害状況を確認するため、安全点検に伺いましたが、お留守でございました。

お帰りになりましたら、必ずLPガス販売店にご連絡いただき、安全点検を受けてからLPガスをご使用ください。

安全点検を受けずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、CO中毒等の事故が発生するおそれがあります。

月 日

第8 災害時相互応援ルール

一般社団法人岡山県LPガス協会

岡山県内のLPガス販売事業者（以下「会員」という。）は、県内に大規模な災害が発生し、緊急対応・応急点検が必要な消費先が多い場合又は会員自らが被災した場合には、地域及び住民がLPガスを安全に使用するため、岡山県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被災した会員がLPガスを供給している一般消費者等に対する緊急対応・応急点検をその総力を挙げて応援するものとする。

（趣旨）

第1条 このルールは、県内の会員において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災事業者独自では十分に被災一般消費者等の緊急対応・応急点検が実施できないと認められるとき、事業者相互の応援による緊急対応・応急点検等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、緊急対応・応急点検以外の相互の応援については、必要に応じて定めるところによるものとする。

（応援の内容）

第2条 緊急対応・応急点検は、以下の内容で行うものとする。

ア 緊急対応・応急点検と復旧措置を明確に区分し、特に緊急対応・応急点検についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず県LPガス協会（以下「協会」という。）として実施する。

イ 緊急対応・応急点検は原則2人以上で実施し、その際には販売勧誘活動を行わない。

【別紙1 応援者の心構え（例）参照】

ウ 緊急対応・応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として供給契約をしているLPガス販売事業者が実施する。

（応援要請の手続）

第3条 応援を受けようとする会員は、次に掲げる事項を明確にして、電話等により岡山県LPガス災害対策本部に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

（1）被害の状況

（2）応援を要請する内容

ア 緊急対応・応急点検に必要な物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報

ウ その他、必要な事項

（情報交換）

第4条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部毎又は支部をまたいで緊急対応・応急点検等の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するもの

とする。

(訓練の参加)

第5条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部毎又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検、人的支援等の訓練を実施するとともに、市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第6条 協会は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支援体制図、緊急対応・応急点検要員の確保のため有資格者のリストアップ、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 協会は、このルールを実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第7条 このルールに定めのない事項は、その都度、代表者の会議において協議して定める。

【応援者の心構え(例)】

被災地の応援にあたり、十分ご承知の事とは存じますが以下の点にご配慮願います。

1. 被災地への救援であることを自覚して行動すること。
2. 被災者へ温かい目を向け、誠意ある態度で接すること。
3. 「岡山県LPガス協会の〇〇です。LPガス設備の点検にきました。」と、身分並びにLPガス設備の点検に来たことを相手にはっきり伝えること。(身分を証明できる免許証、免状等を携帯すること)。
4. 安全点検事項について、もれのないように確実に点検すること。
5. 異常がある場合は、必ず「設備改善のお願い」を手交と口頭で説明し、異常がない場合は、口頭ではっきり消費者に伝えること。
[例] 設備に異常はありませんので、今までどおり使用してください。
[例] 配管に漏えいがありますので、ガスは使用しないでください。販売店とご相談して、改善終わってからご使用ください。
[例] 使用中にガス漏れ警報器の作動、その他異常があれば、使用を中止して販売店へ連絡してください。
6. 不明な点は、自己判断せずに、ペアと相談すること。
7. 勝手な行動は慎むこと。
8. 都市ガスの消費者から点検の依頼があったら、「都市ガス会社も点検に回っておられますので、それまでお待ちください。」などと丁寧に断ること。
9. その他、消費者には親切、丁寧に対応すること。

第9 岡山県LPガス災害対策マニュアル (LPガス販売事業所用BCP編)

一般社団法人岡山県LPガス協会

このマニュアルは、一般社団法人岡山県LPガス協会の制定した「岡山県LPガス災害対策要綱」に基づく災害対策等を実効あるものとするため、販売事業者が災害対策として日常業務、災害発生後の緊急対応措置、供給復旧のための安全点検等を行う場合のBCP策定にあたって考慮すべき事項について定めたものである。

1. 災害対策としての日常業務

災害に対して的確な対応を行うためには、日常の事業活動の中で以下のことがらの励行が望まれる。

- ① 災害発生時の緊急事態に備え、従業員の防災訓練を含めた非常招集方法等について、予め定めておく。
- ② 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに活用できるよう心掛ける。また、緊急時において優先的に対応や供給等を行うべき施設を予め掲げておく。(5. ①、6. ③の施設を考慮する)
- ③ 顧客データ等のバックアップをこまめにとっておくこと。
- ④ 保安業務用機器【別紙1 保安業務用機材(例)参照】、非常用電源、ラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。
- ⑤ 支部との連絡・連携体制の整備
- ⑥ 通常時から消費者に、災害発生時等にとるべき対応についての啓発を図っておく。
ア. 使用中の火は揺れが収まってから器具栓で消し、元栓を閉止すること。
イ. ガス漏れ等の異常に気が付いた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡すること。
ウ. マイコンメーターの復帰方法
- ⑦ 非常用の資機材(カセットボンベ、単段式調整器等)、非常食、飲料水、車両用燃料、非常時の発電装置等について日常から確保しておく。

2. 災害に有効な設備対策

災害に有効な設備対策として、以下のことがらが考えられるので、日頃からその普及には積極的に取り組むこと。

- ① S型マイコンメーター等の設置
- ② ガス放出防止器等の設置
- ③ 業務用設備に対する対震連動遮断装置の設置
- ④ 容器転倒防止対策(チェーンの二重掛け等)の徹底強化
- ⑤ 燃焼器用ホースの使用
- ⑥ 可能な限り露出配管での施工
- ⑦ 可とう性・耐食性に優れた配管材料の選定と施工

- ⑧ 保安業務用機器並びに携帯電話等情報収集に必要な機器の電源の確保
- ⑨ 中核充填所における共通バーコード対応
- ⑩ その他有効な設備対策

3. 発災後～6時間の事業所の対応

発災後はまず自分の身の安全を確保し、次に事業継続のために次のことを行う。

- ① 従業員、その家族と来訪者の安否の確認、とりまとめ（本人確認ができるまで追跡すること。）その上で、出勤可能な従業員に対しては速やかに出勤するよう指示する。

- ② 連絡手段の確認・確保

発災直後は、電話やメール等の通信手段が不通となる場合があるため、連絡手段が多いほど連絡できる可能性が高まる。

- ③ 支部へ自社の安否報告

震度5強以上の地震・風水害等の災害が発生した場合、自社の被災状況を早急に支部へ報告する。途中の組織が機能停止となっている場合は、その上位／下位の組織と連携する。（支部へ連絡が取れない場合には直接協会事務局へ報告する。）

※様式1「LPガス関係被害状況報告」（第1報1. A事業主・従業員の安否まで）

- ④ 被災情報を販売店が受領

協会等より、被災状況について情報提供されるので、これを把握する。協会ホームページの会員サイトにも掲載。

- ⑤ 従業員・来訪者の帰宅・残留対応

従業員等の帰宅是非（安全性）判断をし、周囲の被災状況に応じて安全が確認できない場合は残留させることも考慮する。

- ・従業員等の帰宅指示
- ・帰宅する従業員等への支援
- ・帰宅困難者の宿泊場所確保

避難所の場所等を前もって確認しておく。

- ・帰宅困難者への物資提供

3日間以上の食料を最低限確保しておく。

4. 発災後6時間～24時間の事業所の対応

- ① 販売店被災状況確認・報告

※ 様式1「LPガス関係被害状況報告」（第2報1. B～Fまで）を記入報告する。建物の被害の報告、ライフライン・道路状況については確認してください。

- ・事業主・従業員の安否（確認・報告）
- ・店舗の被災状況（確認・報告）
- ・商品・部品の供給可否（確認）
- ・車両等の使用可否（確認・報告）
- ・お客様対応要員の有無（確認）

※要請がある場合は、様式1「LPガス関係被害状況報告」4. 要請（支援の有無）・連絡事項のところに追記する。

② 地域見回り可否の判断（可否のみの確認）

- ・地域見回り要員の有無（確認）

※ 要請がある場合は、様式1「LPガス関係被害状況報告」4. 要請（支援の有無）・連絡事項のところに追記する。

- ・車両等の使用可否（確認・報告）
- ・道路状況に関する情報（確認）
- ・お客様リストの有無（確認）

確認結果をとりまとめて、必要なものを報告してください。

5. 発災後24時間～72時間の事業所の対応

※様式1「LPガス関係被害状況報告」2. A～Hまで）を記入、追加報告する。

① お客さま被災状況確認・対応

- ・地域のお客さま状況見回り

次の要領により、LPガス設備の被害状況を確認する。

ア. 確認順位

確認は、LPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、以下の施設順位とする。

- a. 学校・病院等を含む公共施設
- b. 業務用施設
- c. 集合住宅
- d. 一般住宅
- e. その他

イ. 確認方法

確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行う。

- a. 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生の恐れの有無
- b. 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無・お客様トラブルへの対応

② 二次災害防止のための措置

ア. 供給停止又は容器撤去

確認の結果、二次災害の恐れがある施設に対しては、供給停止又は容器撤去を行う。

イ. 広報活動

震度“6弱”以上の地震が発生した地域又LPガス設備が冠水した施設では、上記の目視点検で異常が認められなくても、さらに供給復活のための安全点検で定める安全確認によりLPガス設備に異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

- ・お客様状況確認結果報告
- ・支援等の要望提示
- ・支部からの指示受領

③ 市区町村との協定対応

- ・協定対応開始準備・対応開始

支部からの指示に基づき、対応開始準備を行う。

④ 規制緩和の要望

- ・規制緩和の要望があれば、支部を通して各行政へ依頼する。

6. 発災後72時間～1週間の事業所の対応

※様式1「LPガス関係被害状況報告」3、4を記入、追加報告する。

① 供給復活のための安全点検

被害状況の把握と、二次災害防止のための緊急対応措置がなされた後は、可能な限り速やかな応急供給開始が望まれるが、供給再開に先立つ安全点検は不可欠の作業である。ただし、これは通常の点検・調査とは異なり、短期間で多数のLPガス設備に対して実施する必要がある、またガスの使用再開を図ることが目的であるので、効率を高めるために以下の要領によることとする。

② 安全点検実施対象施設

24時間～72時間の事業所の対応で定める目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備及び震度“6弱”以上の地域及びLPガス設備が冠水した地域のLPガス設備全てを安全点検の実施対象とする。

③ 安全点検順位

安全点検は生活に及ぼす影響の大小を勘案し、原則として以下の順位で実施することとする。

- a. 学校・病院等を含む公共施設
- b. 集合住宅
- c. 一般住宅
- d. 業務用施設
- e. その他

④ 安全点検事項

安全点検は、原則として以下の要領で実施することとする。

- a. ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計又はマノメーターで漏えい検査を実施する。(マイコンメーター出口からガス栓までの配管については、マイコンメーターの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。)
- b. 屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどがないか目視で確認する。
- c. 漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。

※冠水した調整器、マイコンメーター等は必ず交換する。

⑤ 周知

安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても周知徹底を図る。

⑥ 不在宅への措置

消費者が不在のため安全点検ができない場合は、容器バルブまたは中間ガス栓を閉止し不在票を置く。

⑦ 市区町村との協定対応（継続）

- ・中核充填所にてガス充填
- ・L P ガス容器等の供給
- ・協定対応状況の継続的な報告
- ⑧ 避難所対応
 - ・L P ガス容器の供給
 - ・L P ガス容器の搬入・設置
- ⑨ 仮設住宅対応
 - ・L P ガス容器供給計画の確認
 - ・スケジュール管理
 - ・関連事業者との連携
- ⑩ 店舗復旧・一般消費者へのガス供給
 - ・店舗の片づけ
 - ・L P ガス容器等の確認
 - ・車両の確認
 - ・配送担当車両の確保
 - ・配送担当者の確保
 - ・お客様リストの更新

7. 発災後1週間～1ヶ月の事業所の対応

復旧状況の報告

災害復旧した場合は、様式1「L P ガス関係被害状況報告」を用いて、同様に報告する。

※中核充填所における共通バーコード対応

- ・L P ガス容器を管理するバーコードは各社で様式が異なり互換性はないが、中核充填所は全国L P ガス協会が推奨する「共通バーコード」に対応していることから、予め自社バーコードとの二段式などで共通バーコードを貼付しておくことで、スムーズに充填作業を行うことができる。

(二段式バーコード例)



- ✓ 上段が各社の従来のバーコードで、下段が共通バーコード
- ✓ 二段式にすることで通常の充填業務と、緊急時等の中核充填所での充填業務の双方に対応可
- ✓ 共通バーコード仕様は（左から）スタートコード1桁、記号番号8桁、容器種類2桁、風袋値3桁、充填期限3桁、事業者コート4桁、チェック1桁、ストップコート1桁

【L P ガス被災状況報告書 [販売事業者→支部]

様式 1

支部 御中

報告事業所名称 (支店等名含む)		担当者氏名	
		電話番号	

L P ガス関係被害状況報告 (第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 報)

年 月 日現在

報告書記入にあたっての注意事項

- 被害がなくてもご提出ください。また、第 1 報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いたします。
- F A X ・ メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
- 第 1 報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。(同一用紙を使用可・この場合、第 2 報の場合は 1 及び 2 を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1. 自社の被害 (被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載)

項 目	被害の有無	詳 細
A 事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B 事務所の被害	無・有	(被害の程度)
C 容器置場・充填所	無・有	(被害の程度)
D スタンド	該当なし 無・有	(被害の程度)
E 車両	無・有	(被害の台数や程度)
F バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の台数や程度)

2. 消費先の被害

下記の E、F 以外は概数でかまいません。

A	災害前の L P ガス供給世帯数 (概数記載可) 【A=B+C+D】	戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数 (概数記載可)	戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数 (概数記載可)	戸
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数 (概数記載可) 【A-(B+C)】	戸
D の内 被害状況と未復旧数	E ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F E のうち、未復旧件数	戸
	G E に該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数 (概数記載可)	戸
	H G のうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。
E は容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I : 【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所 (市区町村名)、発生日時は必ず記入

3. 容器の流出 (判明している限りで構いません)

A : 消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B : うち、累積回収本数	本
C : その他 (充填所・貯蔵施設・容器置場等) からの流出・埋没本数	本	D : うち、累積回収本数	本

4. 要請 (支援の有無)・連絡事項

--

【別紙1】

【保安業務用機材（例）】

1. 漏えい検査機器	① 自記圧力計、記録紙 ② ガス漏えい検知器 ③ 漏えい検知液
2. 服装等	① ヘルメット ② 安全靴 ③ 軍手・皮手袋 ④ 作業服 ⑤ マスク
3. その他 必需品	① 懐中電灯（予備電池） ② 携帯電話（予備電池） ③ ボールペン・マジック ④ 緊急工具類（ドライヤー（水害時）） ⑤ 身分を証明できる物 ⑥ 自分のための飲食物

第10 緊急通行車両等事前届出について

1. 制度の概要

大規模災害発生時には災害応急対策を円滑に行い、二次被害を防止するために、公安委員会により道路の区間を指定して、緊急自動車（救急車・消防車・パトカー等）や災害応急対策に携わる車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止又は制限することとなる。（県内の緊急交通路指定予定路線 別添4）

緊急通行車両等は、緊急自動車と違い赤色灯やサイレンがなく、他の車両と見分けがつかないため、災害応急対策に従事する車両かどうか確認後に「緊急通行車両確認標章」（以下、「確認標章」という。）が交付され、フロントガラスに掲出することで区別することとなる。

しかしながら、いざ震災等が起こったときに災害応急対策に従事する車両か確認していたのでは、手続きに時間がかかってしまい迅速な災害応急活動が困難になることから、災害応急対策に使用する予定のある車両を事前に届出することで、震災等発生時に標章交付手続きに要する時間を短縮し、かつ、事前届出済みであることを証する書面（以下、「事前届出済証」という。）によって県内外を問わず、どの警察署（検問所含む。）でも「確認標章」の交付手続きを行うことができるようにする制度である。

2. 手続きの流れ

① 事前届出

車両の「使用の本拠の位置」を管轄する警察署の交通課へ書類を提出する。なお、届出する車両は必要最低限の台数にすること。

＜緊急通行車両等事前届出に必要な書類＞

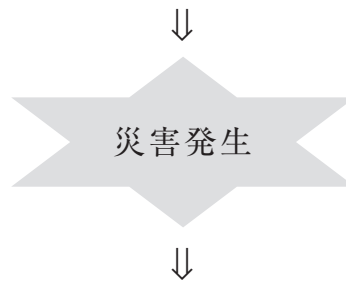
- 1 緊急通行車両等事前届出書（別添1） 2枚1組のノーカーボン複写 1通
- 2 自動車検査証（車検証）の写し 1通
- 3 災害応急対策に従事することを明らかにする書類の写し（疎明書） 1通
【疎明書例について】（別添2）
- 4 「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」の写し（別添3） 1通
- 5 「LPガス協会会員名簿の写し」 1通

注）緊急通行車両等事前届出書は、当該届出書と「緊急通行車両等事前届出済証」が同じ用紙となっているため、車両1台につき1通必要であり、複数台まとめたの届出はできない。



② 事前届出済証の交付を受理

緊急通行車両等事前届出済証が交付されたら、大切に保管すること。



③ 確認標章の交付申請手続き

警察署又は交通検問所（管轄は問わない。）へ②で交付を受けた「事前届出済証」と必要書類を提出する。

＜標章交付に必要な書類＞

- 1 緊急通行車両等確認申請書 2枚1組のノーカーボン複写 1通
- 2 緊急通行車両等事前届出済証 1通

【事前届出をしていない車両の場合】

最寄りの警察署に「緊急通行車両等確認証明申請書」及び添付書類を提出する。



④ 確認標章と確認証明書の交付を受理

「緊急通行車両確認標章」を前面ガラスの内側に見やすいように置いて出動する。



⑤ 確認標章の返納

緊急輸送等が終了した場合は、「確認標章」を返納する。



手続きの詳細については、車両の「使用の本拠の位置」を管轄する警察署の交通課にご確認ください。

様式 3

別添 1

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第	号
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証			
岡山県公安委員会 殿		左記の通り事前届出を受けたことを証する		年	月 日
届出者住所 (電話)		岡山県公安委員会		印	
氏名		氏名		印	
番号標に表示されている番号					
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)					
使用者	住所	()	局	番	
	氏名				
出 発 地					
(注) この事前届出書は2部作成して、自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。					
(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署、警察本部又は交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 本届出済証を亡失、滅失、汚損又は破損した場合には、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署を経由して岡山県公安委員会に届け出て再交付を受けてください。なお、届出内容に変更が生じたときは、再申請(新たに申請)してください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 廃車等により緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。 (3) 事前届出の内容に変更を生じたため再申請手続をし、新たに届出済証の交付を受けるとき。 4 本届出済証は、自動車検査証と一緒に保管するようにしてください。					

備考 様式の大さは、日本工業規格 A 4 横とする。

様式3

(緊急通行車両等事前届出書記載例)

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第 号	
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証	
岡山県公安委員会 殿		左記の通り事前届出を受けたことを証する	
令和 ○年 ○月 ○日		年 月 日	
届出者住所 (電話)		岡山県公安委員会 印	
氏名 (車両を有する事業者の氏名又は名称、並びに代表者の氏名) ㊞			
(車両を有する事業者の住所) (○○○)○○○-○○○○			
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署、警察本部又は交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		2 本届出済証を亡失、滅失、汚損又は破損した場合には、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署を経由して岡山県公安委員会に届け出て再交付を受けてください。なお、届出内容に変更が生じたときは、再申請(新たに申請)してください。	
使用者		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 廃車等により緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。 (3) 事前届出の内容に変更を生じたため再申請手続をし、新たに届出済証の交付を受けるとき。	
住所		4 本届出済証は、自動車検査証と一緒に保管するようにしてください。	
氏名			
出 発 地			
(例：車両の使用の本拠地の場所)			
(注) この事前届出書は2部作成して、自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。			

備考 様式の大きさは、日本工業規格A4横とする。

令和 年 月 日

岡山県公安委員会 殿

申請(届出)者

疎 明 書

下記____台の車両は、災害応急対策に使用されるものであることを疎明します。

記

1 車両(登録(車両)番号を記載)

2 災害応急対策の種別(○印のもの)

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防禦又は拡大のための措置に関する事項

3 備考(協定締結先、業務依頼主等があれば記載)

L P ガスの調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と社団法人岡山県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とは、県内に地震、風水害その他による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の緊急用L P ガスの調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用L P ガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（L P ガスの範囲）

第2条 この協定の対象となる緊急用L P ガスは、容器、カセットコンロ、燃焼機器等L P ガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

（要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用L P ガスの供給を要請することができるものとする。

- (1) 岡山県において災害が発生し、市町村からL P ガスの調達のあっせんを求められたとき又は自ら調達の必要を認めたとき。
- (2) 岡山県外の災害に関し、国又は関係都道府県からL P ガスの調達のあっせんを求められたとき。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（搬送及び引渡し）

第5条 乙は、緊急用L P ガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用L P ガスの搬送は原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第6条 乙は、災害発生直前における適正な価格で緊急用L P ガスを供給するものとする。

(代金の支払)

第7条 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙との協議によるものとし、甲は、その支払に責任を負うものとする。

(現有数量の把握)

第8条 乙は、毎年4月1日現在の供給可能なLPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成10年1月16日から効力を有するものとする。

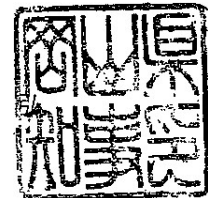
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年1月16日

甲 岡 山 県

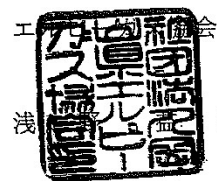
岡山県知事

石 井 正



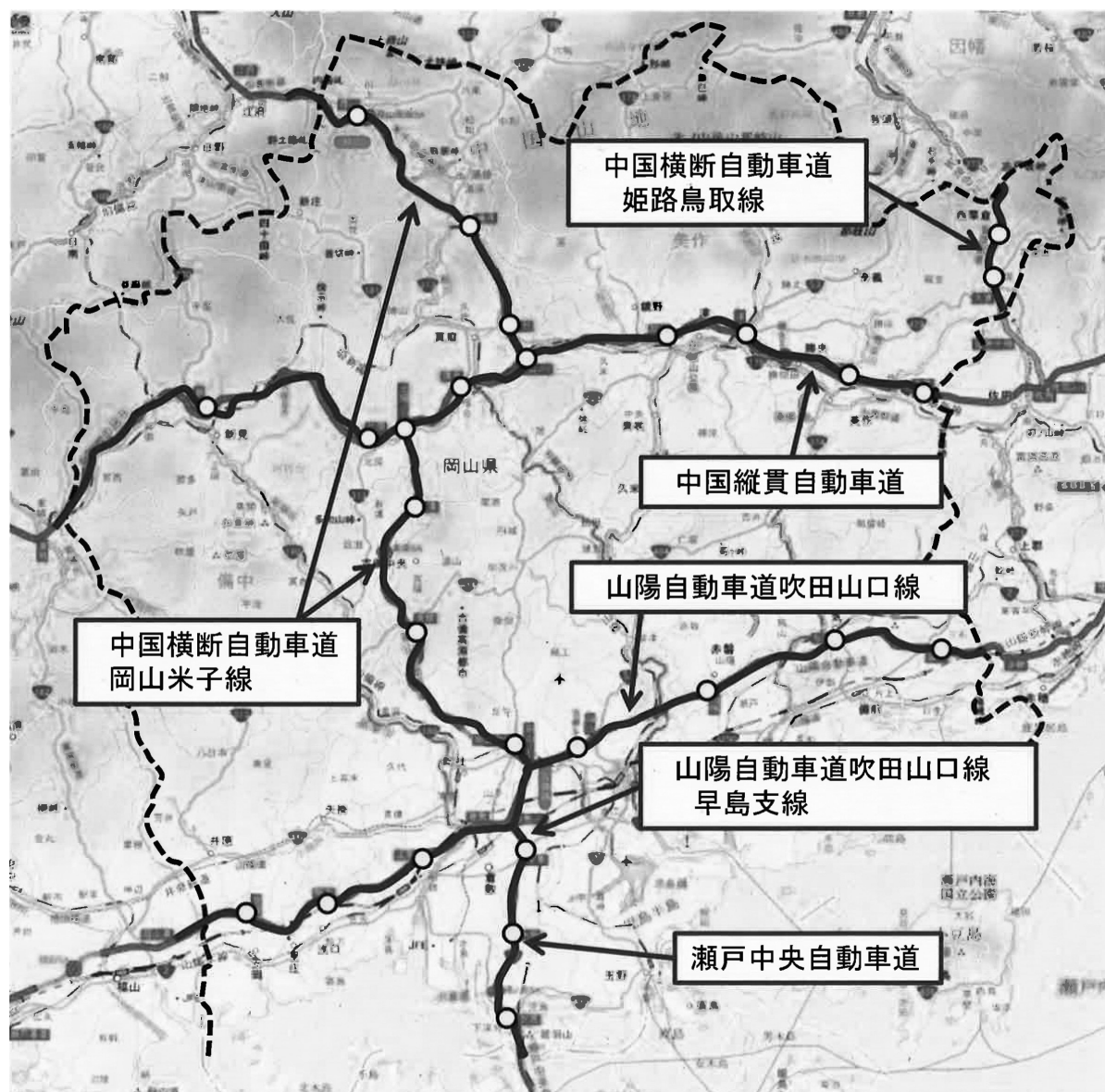
乙 社団法人岡山県

会 長



緊急交通路指定予定路線図

平成26年 7 月10日



岡山県警察本部交通部交通規制課

第11 岡山県 L P ガス協会流出容器等処理要綱

I 総 則

第1. 目 的

津波等によって流出、散乱した L P ガス容器は本来、容器所有者（L P ガス販売事業者等）が処理すべきものであるが、所有者が判明しない容器等が放置されれば、災害につながる恐れもあることから、関係市町村と連携して、同市町村に指定された集積所、（一社）岡山県 L P ガス協会又は各支部が大規模災害時に備えてあらかじめ確保していた集積所等に集積された所有者不明等の当該 L P ガス容器の処理を実施するとともに、液化石油ガスの流通過程において発生する放置容器（L P ガス容器に限る。）を回収処理し、もって容器関係の災害の発生を防止することを目的とする。

第2. 事務局

流出容器並びに放置容器の処理に関する業務の窓口は（一社）岡山県 L P ガス協会（以下「協会」という。）の事務局が担当するものとする。

第3. 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は各々当該各号に定めるところによる。

(1) 流出容器

津波、水害等により流出し災害復旧活動等により一定の集積所に集められた L P ガス容器

(2) 放置容器

現に所有者又は占有者が管理していない状態にある L P ガス容器

(3) 充填所等

高压ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による容器置場の設置されている事業所

(4) 指定集積所

残ガス処理の出来る事業所

(5) 中核充填所

災害時における流出容器回収の際の保管場所を提供できる充填所

II 回収及び処理

第4. 会員の責務

協会員は日常の事業活動等を通じ、流出容器、放置容器の発見に努めるものとする。

第5. 通 報

第4により流出容器、放置容器を発見し、あるいは第三者より流出容器、放置容器の連絡を受けた者は、速やかに事務局へ通報するものとする。

第6. 回 収

- (1) 事務局は第5の通報を受けた場合、最寄りの支部事務局又支部長にその回収を依頼するとともに、通報記録書（様式1）を作成し保管するものとする。
- (2) (1)により依頼を受けた支部事務局又は支部長は、流出容器、放置容器を回収するとともに最寄りの充填所等に仮保管を依頼するものとする。
- (3) (2)により依頼を受けた充填所等は、回収容器を仮保管するとともに、回収容器仮保管報告書（様式2）を作成し事務局に提出するものとする。
- (4) (1)～(3)にかかわらず、大規模な災害により大量のLPガス容器が散乱している状態が生じたときは、協会又は各支部は、中核充填所等の協力を得て当該LPガス容器を安全な場所に集積する体制を構築するものとする。

第7. 処 理

事務局は第6.(3)による回収容器仮保管報告書にもとづき、その区分に応じ次の処理を行う。

(1) 所有者等判明容器

容器の表示等により所有者等が判明したものは、回収容器引取通知書（様式3）により所有者等に引取り、又は容器譲渡書（様式4）の提出を求めるものとする。

(2) 所有者等不明容器

所有者等が判明しない回収容器で、放置場所等の状況より当該容器が遺失物であると判断されるものは、指定集積所に保管を依頼し遺失物法に基づき最寄りの警察署へ連絡を行うものとする。

ただし、次のイ)ロ)に掲げるものはこの限りではない。

イ) 容器の所有者の氏名等の表示が識別できない容器のうち、記号及び番号（以下「記号番号」）の識別ができない容器。

ロ) 容器の所有者の氏名等の表示や記号番号が識別可能な容器については、電話等により所有者と連絡が取れないもの又は所有者から連絡があっても、所有者が引き取る意志・能力を有していないため、引き渡しが困難とされるもの。

第8. 引渡し

回収容器を仮保管している充填所等は所有者等にこれを引渡した場合は、事務局に報告するものとする。

第9. 保 管

第7.(2)により保管を依頼された指定集積所は、仮保管されている充填所等から当該回収容器を集積し保管するものとする。

第10. 屑 化

- (1) 事務局は次の各号のいずれかに該当する場合は、容器屑化依頼書（様式5）により当該回収容器を保管する指定集積所等に、その処分を依頼するものとする。
- ① 容器所有者等から第7.(1)による容器譲渡書を受理したとき。
 - ② 第7.(2)イ)、ロ)により所有者等不明容器と判定したもの。
 - ③ 第7.(2)による届出を行った所有者等不明容器について、遺失物法による所有権が拾得者に移ったとき。（3ヶ月後）
- (2) 指定集積所等は(1)により屑化の依頼があった場合は、高圧ガス保安法の基準に従って屑化処分をするものとする。

Ⅲ その他

第11. 業務の推進体制

流出容器、放置容器の処理に関する業務は、岡山県エルピーガス容器検査協議会が中心となって推進するものとする。

第12. 施行期日

この要綱は令和2年5月11日より施行する。

年 月 日

流出容器等通報記録書

		整理番号	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者 氏 名	
通報者	住 所		
	氏 名		
容器の放置 場所の状況 (目標)	放置場所 住所		
	目 標		
	放置の状況		
容器の形状 数 量	50kg 30kg 20kg 10kg	本 本 本 本	8 kg 5 kg 2 kg その他 kg 本
回収依頼先	住所・電話		
	事業所名		
回収依頼日	年 月 日 時 分	連絡者	
備 考			

年 月 日

岡山県L P ガス協会〇〇支部

支部長 殿

事業所名

住 所

電 話

担当者名

容 器 保 管 報 告 書

下記の回収容器を仮保管しておりますので報告します。

回 収 日	年 月 日		
回 収 場 所			
回 収 者	住 所		
	氏 名		
所 有 者 等 判 明 容 器	所 有 者 等 住 所	事 業 者 名	数 量
			() kg () 本
所 有 者 等 不 明 容 器	50kg 本	8 kg 本	
	30kg 本	5 kg 本	
	20kg 本	2 kg 本	
	10kg 本	その他	
	その他 本	kg 本	
	kg		

年 月 日

容器所(占)有者

殿

(一社)岡山県L P ガス協会

会 長 ○ ○ ○ ○

回 収 容 器 引 取 通 知 書

貴殿のL P ガス容器を流出容器、放置容器として、下記のとおり回収保管しておりますので、2週間以内にお引取り下さい。

なお、引取りが困難な場合には別紙、様式4の容器譲渡書に所定の事項をご記入の上、協会までご提出ください。

記

1. 容器の形状及び記号番号

2. 保管場所(引渡し場所)

引取時の注意事項

- ・事前に保管場所まで連絡してください。
- ・本書を必ず持参し、保管者に渡してください。

(注) 1ヶ月以内に連絡がない場合及び、引取りのない場合は高圧ガス保安法第25条違反として措置することもあります。

年 月 日

(一社)岡山県LPガス協会長 殿

容器所有(占有)者 住所
氏名 印

容 器 譲 渡 書

年 月 日付け回収容器引取通知書で通知のありました下記のLPガス容器については、無償で譲渡致します。

記

容器の形状及び記号番号

容器の形状					
容器の記号・ 番号					

以上

年 月 日

容器所(占)有者
殿

(一社)岡山県LPガス協会
会長 ○ ○ ○ ○

容 器 屑 化 依 頼 書

貴所で保管中の下記容器については、屑化処分をして下さい。

記

記号・番号の判明しているもの。

容 器 の 形 状					
容 器 の 記 号 ・ 番 号					

記号・番号の判明していないもの。

年 月 日以前に回収報告のあったもの。

以上

平成30年7月5日から大雨により流出したLP容器による事故防止について(注意喚起)

本件の概要

2018年7月10日
※最終更新日7月17日

- ・平成30年7月5日から大雨による増水により、岡山県内・愛媛県内において、LPガス容器が流出したとの情報が確認されています。7月17日時点で、流出した約2400本のLPガス容器のうち、90%以上の2200本以上がすでに回収されています。
- ・その他の地域を含め、家屋の倒壊、浸水による、LPガス容器の埋没や流出も確認されており回収中です。
- ・流出や埋没したLPガス容器を発見された方は、以下の点に注意して、最寄りの販売店又は都道府県LPガス協会へご連絡願います。

○みだりに触れない、移動させない!

○ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない!

・また、近傍の海上を航行される船舶におかれましては、LPガス容器が海上に浮遊している可能性も否定できませんので、航行に際して注意をお願いいたします。

第6管区海上保安庁情報サイト <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/kinkyu.html>

【連絡先】

①容器の所有者（容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています）

②氏名等が判別できない場合は、

岡山県の場合：（一社）岡山県LPガス協会 TEL：086-225-1636

愛媛県の場合：（一社）愛媛県LPガス協会 TEL：089-947-4744

その他の都道府県：最寄りの都道府県LP協会へご連絡ください（連絡先は次頁）。

<http://www.japanlpg.or.jp/about/local.html>

LPガスボンベ注意喚起（PDF形式：585KB）

お問合せ先

経済産業省 産業保安グループ

・高圧ガス保安室：(03) 3501-1706 (直通)

・ガス安全室：(03) 3501-1672 (直通)

経済産業省からのお知らせ

平成30年7月5日から大雨により流出したLP容器による事故防止について (注意喚起)

・平成30年7月5日から大雨による増水により、岡山県内において、LPガス容器が流出したとの情報が確認されています。

・その他の地域を含め、流出したLPガス容器を発見された方は、以下の点に注意して、最寄りの販売店又は都道府県LPガス協会へご連絡願います。

○みだりに触れない、移動させない!

○ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない!

【連絡先】

①容器の所有者（容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています）

②氏名等が判別できない場合は、

岡山県の場合：（一社）岡山県LPガス協会 TEL：086-225-1636

その他の都道府県：最寄りの都道府県LP協会へご連絡ください（連絡先は次頁）。

<http://www.japanlpg.or.jp/about/local.html>

【経済産業省】http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/07/300710-01-01.pdf

第12 液化石油ガス容器置場における容器転落・転倒 及び流出防止措置指針

日団協技術基準 G高-002-2018

1. 制定目的

液化石油ガス事業所における容器置場は、高圧ガス保安法にて液化石油ガス用容器（以下「容器」という。）の転落・転倒防止措置が規定されている。しかしながら、平成23年3月11日の東日本大震災においては多くの容器が流出し、転落・転倒防止の他流出防止に係る対応が必要であることが認識された。

以上より、容器の転落・転倒及び流出防止のために望ましい措置を例示し、LPガス業界における対応を推進することにより、容器置場を所有する液化石油ガス事業所における事故防止及び自然災害時の対応・措置を向上することを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、液化石油ガス事業所の容器置場（容器検査所を含む）の構造及び容器の取扱いにおける措置について適用する。

容器の容量は、内容積120リットル以下の容器（液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。）を対象とする。

3. 用語の定義

本指針において使用する用語の意味は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 容器置場 | 内容積120リットル以下の充填容器及び残ガス容器を保管するための置場 |
| (2) 充填容器 | 充填された液化石油ガスが50%を超えて貯蔵されている容器
(注)液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第2条第1項第7号にて、充填容器は「現に液化石油ガス（液化石油ガスが充填された後に当該ガスの質量が充填時における質量の2分の1以上減少していないものに限る。）を充填してある容器」と規定されている。 |
| (3) 残ガス容器 | 充填容器以外の容器（圧力が温度35℃において1MPa未満である容器は含まれない。）
(注)液石則第2条第1項第8号にて、残ガス容器は「現に液化石油ガスを充填してある容器であって、充填容器以外のもの」と規定され、関係基本通達において残ガス容器は、「残存しているガスが気体の状態のガスのみであり、その圧力が温度35℃において1MPa未満である場合の容器は含まれないが、客観的に反証のない限り、充填容器以外の容器は残ガス容器と推定して取扱うものとする。」とされている。以上のとおり、省令と通達で一部解釈に相違があるが、本指針においては「新品容器」「再検査受検用容器」以外であって充填量50%以下の容器を「残ガス容器」とする。 |

(4) 充填容器等 充填容器及び残ガス容器

4. 現行法基準

現行高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）に基づく基準は次のとおりであり、本指針は当該法基準に加えて、容器の転倒・転落及び流出防止に有効と考えられる措置を5. 6. 7項に例示とする。

液石則 第6条第2項第7号イ

充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。

液石則 第6条第2項第7号ホ

充填容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

液石則例示基準41. 充填容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置
充填容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は次に掲げるものをいう。

1. 上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。
2. 水平な場所に置くこと。
3. 10kg入り容器にあっては、原則として2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープをかけること。
4. プラットホーム等の周囲より高い場所に置くときは、プラットホーム等の端に置かないようにし、やむを得ず端に置くときは、ロープをかけ又は柵を設けること。
5. 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。ただし、容器置場にある容器であって、1. から4. までの措置によりバルブが損傷するおそれのないものは、この限りでない。

5. 転落・転倒防止の措置

(1) 容器置場の周囲

- ① 容器置場周囲は、壁構造、シャッター構造又は金網構造等とする。
- ② 上記①項以外の構造である容器置場周囲には、ロープ又は鎖掛け若しくは柵を設置する。
 - ・ロープ又は鎖は、二重掛け（1本目は50kg 容器高さの3/4の位置、2本目は1/4の位置）以上とする。
 - ・ロープ又は鎖を固定する柱の間隔は、5m以内とする。
- ③ 容器置場がプラットホーム構造で、ロープ又は鎖掛け若しくは柵の設置が困難な場合、充填容器等は、プラットホーム端から充填容器等の高さの半分以上の距離を確保して置くこと。
 - ・充填容器等を置くことが可能な範囲を線引き等により明示する。
- ④ ロープ又は鎖掛け若しくはシャッター構造等の場合は、休日・夜間及び容器搬入出作

業を行っていない箇所については、ロープ又は鎖掛けの実施若しくは柵を設置することとし、シャッター構造の場合は当該箇所のシャッターを閉止する。

(2) 容器置場内

- ① 容器置場の床面は、水平・平滑に仕上げてあり、凹凸が生じ容器を水平に置くことが困難な箇所は、速やかに補修する。
- ② 容器置場内においては、充填容器等を纏めて置く。
- ③ 充填機・計量器等機器類の周りには充填容器等を置かない。
- ④ 10kg超え容器は、二段積みを行わない。
- ⑤ 10kg以下の容器であっても積み重ねは二段以下とする。

6. 流出防止措置

(1) 容器置場ごとの浸水等のリスク見積りと分類

容器置場の所属する市町村および河川管理事務所両方のハザードマップを確認(『【補足】流出防止対策実施のポイント解説』の「4. ハザードマップの確認の仕方」を参照)のうえ、津波・高潮・洪水・河川決壊による浸水等のリスク(水位)等を確認し、また、自らの容器置場の周囲の状況を鑑み、自らの容器置場の流出リスクを見積り、以下の区分に分類する。

① 高リスク容器置場

容器置場の周囲が浸水に耐えうる強度の壁構造、又はシャッター構造又は金網構造等を有しておらず、かつ、ハザードマップの想定浸水高さの最大値が敷地の外壁高さを超えている、または、同等程度の高さしかなく浸水時に敷地外への容器流出が想定される容器置場。

② 中リスク容器置場

容器置場の周囲が浸水に耐えうる強度の壁構造、又はシャッター構造又は金網構造等を有しておらず、かつ、ハザードマップの想定浸水高さの最大値に比べて敷地の外壁の高さが十分にあり、敷地外への流出が想定されにくい容器置場。

③ 低リスク容器置場

上記以外の容器置場。

(2) 平時の準備(高・中リスク容器置場)

① リスクの低減化に向けた取組み

- ・容器置場周囲について浸水に耐えうる強度の壁構造、又はシャッター構造又は金網構造等への設置。
- ・上記の実施が困難な場合は、敷地外への流出が予見される高リスク容器置場にあつては、一定の数以上まとめて置いた充填容器全体を網ネット等で覆い、ネットをあらかじめ用意したフック等に固定することで容器の浮上を防止などの措置が必要で、それを実施するための網ネット、フック等の準備を行う。中リスク容器置場にあつては、措置に必要な容器を固定するためのロープ、鎖、ラッシングベルト、角リング等の準備を行う。

② 災害時に備えた容器台帳管理

大規模災害時には、事務所を含めて被害にあうことで、容器に関する電子データが破損してしまい、その際に流出容器データが不明になるリスクがある。これらの事態に備えて、容器データの管理については、二元管理を行うことが望ましい。

【容器台帳管理の二元化の例示】

- ・（事業者単独による対応例）電子化されたデータをインターネットのデータ管理（クラウドコンピューティング）等を活用して保管する。
- ・（他事業所、他事業者を含めた対応例）本社と支社及び関連会社等で電子化されたデータを二元管理する。

(3) 警戒態勢時（災害発生予見直前の準備）

① 警戒態勢時について

次のいずれかの状態をいう。

- ・大雨・高潮・波浪・津波・洪水に関する特別警報の発令が予想される場合。
- ・短期的な大雨等により土砂災害警戒情報が発令された場合（または発令が予想される場合）。
- ・その他、容器置場への大量の浸水等の被害が予見可能になった場合。

② 実施すべき措置

【高リスク容器置場】

- ・一定の数以上まとめて置いた充填容器等全体を網ネット等で覆い、網ネットをあらかじめ用意したフック等に固定することで容器の浮上を防止する。
- ・万が一、充填容器が敷地外流出することに備え、敷地内にある容器本数の把握を行う。具体的には、容器データの出力を行い、避難時に持ち出しをする準備を行う。

【中リスク容器置場】

- ・一定の数以上纏めて置いた充填容器等を、ロープ又は鎖若しくはラッシングベルトを充填容器等の周囲に巻いて固定（原則として二重掛け）する。
- ・この場合、ロープ又は鎖若しくはラッシングベルトは、極力たるみを持たさないように締め付けて固定する。
- ・50kg充填容器等については、緊急時等速やかに対応する場合は、角リングによる固定も有効である。
- ・必要に応じ、高リスク容器置場の措置を参考とした措置を行う。

【低リスク容器置場】

- ・容器置場周囲にある門扉等の施錠確認を行う。
- ・必要に応じ、高・中リスク容器置場の措置を参考とした措置を行う。

7. 発災直後の措置

① 地震時の措置

- ・容器が大きく揺れ出した場合は、無理な措置は図らず、避難する。
- ・充填・容器搬送等作業中に地震を感知し、揺れが大きい場合は、避難指示・連絡がなくても避難する。

- ・ 容器充填所において地震を感知した場合は、揺れが収まった後速やかに容器等からガス漏えいのないことを確認する。
- ・ 揺れが収まった後は、充填中容器の容器弁を閉止し、充填機と容器を切り離す。
- ② 津波又は河川氾濫、豪雨、高潮等による浸水時の措置
 - ・ 沿岸地域の事業所においては、地震発生時は津波警報の発令情報に注意し、警報発令時には速やかに避難する。
 - ・ 津波警報又は豪雨等による洪水警報が発令された場合は、原則直ちに避難し、警報の情報及び周囲の状況等から時間的猶予があると事業所責任者が判断した場合は、前記警戒態勢時の実施すべき事項の実施状況を確認する。また、時間的猶予がある場合は、充填システムが導入されている充填所においては、システムの状態を確認し、その後避難する場合はシステム停止措置を行って避難する。

8. 通常時の容器取扱い要領

(1) 容器置場への容器搬入出時の措置

- ① 容器置場に容器を搬入又は搬出する場合は、粗暴な取り扱いをしない。
- ② 充填容器等は、安全弁が気相部に位置する状態で移動及び保管する。
- ③ ローラーコンベアー又はチェーンコンベアー等容器搬送機器に容器を載せる場合は、円滑に搬入し、搬送機器上に容器が滞留して転倒を生じないように注意して作業するとともに、搬送機器の維持管理を徹底する。

(2) 容器保管時の措置

- ① 不要な容器を多数保管しないように注意し、保管容器数の削減を図る。
- ② 充填容器と残ガス容器は、区分して保管し、線引き等により置場の区分を明確化しておく。
- ③ 充填容器等を一定数纏めて置く場合は、容器群周囲に作業用及び避難用の通路を確保する。
- ④ 充填容器等を長期間保管する場合又は休日・夜間等は、充填容器等を一定数纏めて置き、ロープ又は鎖若しくはラッシングベルトにて固定（原則として二重掛け）する。
- ⑤ プロテクターのない容器は、充填時以外は保護キャップを必ず装着すること。
- ⑥ 容器の搬入・充填・搬出（出荷）情報は、出来るだけ電子データにて保存し、かつ、同じデータを事業所外にて保存することによりバックアップ可能なシステムとしておくことが望ましい。

制定年月日 平成25年 7 月24日

施行年月日 平成25年 7 月24日

改正年月日 平成30年10月24日

平成30年11月16日

[解 説]

1. 制定目的

2011年3月11日の東日本大震災において、液化石油ガス事業所は津波被害を受け、高圧ガス設備の損壊及び多数の容器が流出し、一部の容器は破損・火災を発生した。

このため、平成23年度経済産業省総合資源エネルギー調査会高圧ガス部会にて震災対策が検討され、「東日本大震災を踏まえた高圧ガス施設等の地震・津波対策について」（以下「METI 報告書」という。）が取り纏められた。

当該METI 報告書における容器流出対策において、高圧ガス容器については高圧ガス業界ごとに「ガイドライン」を定め普及していくこととし、当該高圧ガス部会（現産業構造審議会高圧ガス小委員会）にてガイドラインの策定状況等をレビューしていくとされた。

また、危害予防規程に津波対策を追加規定される予定であることから、各製造事業所においては、危害予防規程及び附属基準類を見直し、容器転落転倒・流出防止措置を明確化して対応することが求められている。

以上より、LPガス業界においては、本指針を制定しLPガス業界に周知を図り、事故防止及び自然災害対策・措置の向上に資することとした。

2. 改訂背景

2011年の東日本大震災の被害を受け、2013年日団協技術基準G高-002-2013流出防止措置指針を策定したものの、2018年7月の西日本豪雨において想定を上回る洪水等が発生し高圧ガス設備の損壊及び充填所から多数の容器の流出が発生した。以上によりさらなる容器転落転倒・流出防止対策を講ずるべく本指針の改訂を行った。

3. 適用範囲

- (1) 内容積120リットルを超える容器（高圧ガス運送自動車用容器を含む。）は、構造・保管方法が120リットル以下容器とは異なり、別途対策が必要となるため、本指針の適用外とした。
- (2) 実際の地震時又は豪雨時にはどの程度の津波・洪水被害を受けるかは不明確であるが、ハザードマップを参考に容器置場ごとのリスクに応じた措置を行うこと。

4. 転倒転落・流出防止に関する構造・措置等の具体的な方法

(1) ロープによる固定

- ・ロープは、充填容器等の数・種類に応じた強度を有するものとする必要がある。

ロープによる固定（例）



(2) 鎖（チェーン）による固定

- ・鎖は、必要な強度を有する必要がある、一定の太さ以上で鎖の輪の部分に開放部のない（輪が繋がっている。）ものが望ましい。
- ・充填容器等を固定する鎖は、たるみのない状態で取り付ける必要がある。
- ・鎖の取り付けフックは、必要な強度を有するもの（容器重量によりフックが開かないもの。）とする。

鎖（チェーン）による固定（例）



(3) ラッシングベルトによる固定

- ・ラッシングベルトは、簡易にたるみがなく、容器の固定可能なため、有効と考えられる。

ラッシングベルトによる固定（例）



(4) 角リングによる固定

- ・角リングの場合、充填容器等が使用する角リングの所定本数に満たない場合は、転倒する可能性があるため、4本用角リング等少ない本数の角リングを多数使用する方法が望ましい。
- ・また、角リングを二重掛けすると更に有効となる。

角リングによる固定（例）



(5) 網ネットによる固定

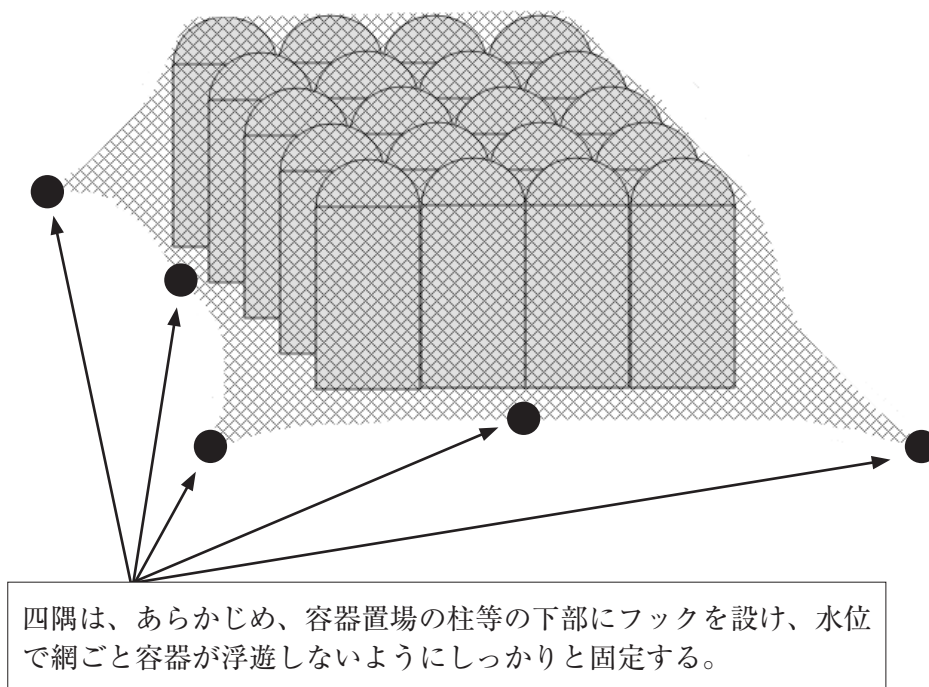
- ・網ネットによる容器固定は、高リスク容器置場の警戒態勢時の場合に実施する。
- ・網ネット使用の場合は、サッカーゴール用網ネット等網ネットの強度（太さ）及び網目の大きさを考慮して選定する必要がある。
- ・容器の浮力等を勘案し、取りまとめる容器本数を決めること。
- ・網のネット購入については、網のオーダーメイド等で、インターネット検索し購入可能。

【参考】：L Pガス充填容器（50kg容器）1本当たりの浮力・合力

浮力：容積 118ℓ × 水の密度 1 kg/ℓ = 118kgf…1156N *1kgf = 9.8N（ニュートン）

重量：L Pガス50kg + 容器36kg = 86kgf…843N

合力：浮力118kgf - 86kgf = 32kgf…313N



5. 発災直後の措置

- ・地震及び津波襲来時は、人命確保が優先であることから、避難行動を優先実施にて規定した。
- ・地震による影響が少ない又は津波襲来までに猶予がある場合は、二次災害防止措置のための行動実施を規定した。
- ・豪雨等により河川氾濫時も津波災害時と同様と考えられることから、同様の措置実施とした。
- ・本指針は、地震・津波等災害時の措置を規定とし、その後の復旧対策は自社事業所のみにて実施は困難なものもあることから、別途地域防災協定等にて対応とし、本指針の対象外とした。

6. 通常時の容器取扱い要領

L Pガス用容器の一般的な取扱い方法について記載した。

第13 連絡先

① 警 察

平成31年 4 月 1 日

名 称	〒	住 所	電 話	F A X
警察本部	700-0824	岡山市北区内山下2-4-6	086-234-0110	086-234-0110
岡山中央警察署	703-8575	岡山市中区浜1-19-39	086-270-0110	086-270-0110
岡山東警察署	704-8191	岡山市東区西大寺中野501-9	086-943-4110	086-943-4110
岡山西警察署	700-0065	岡山市北区野殿東町2-10	086-254-0110	086-254-0110
岡山南警察署	700-0944	岡山市南区泉田5-4-6	086-245-0110	086-245-0110
岡山北警察署	709-2132	岡山市北区御津草生2090	0867-24-0110	0867-24-0110
赤磐警察署	709-0861	岡山市東区瀬戸町瀬戸166	086-952-0110	086-952-0110
備前警察署	705-0001	備前市伊部276-1	0869-63-0110	0869-63-0110
瀬戸内警察署	701-4302	瀬戸内市牛窓町牛窓4780-11	0869-34-6110	0869-34-6110
玉野警察署	706-0011	玉野市宇野1-13-1	0863-32-0110	0863-32-0110
児島警察署	711-0921	倉敷市児島駅前4-83	086-473-0110	086-473-0110
倉敷警察署	710-0047	倉敷市大島451-1	086-426-0110	086-426-0110
水島警察署	712-8063	倉敷市水島南幸町4-1	086-444-0110	086-444-0110
玉島警察署	713-8102	倉敷市玉島1354	086-522-0110	
笠岡警察署	714-0087	笠岡市六番町2-3	0865-63-0110	0865-63-0110
井原警察署	715-0006	井原市西江原町859-1	0866-62-9110	
総社警察署	719-1134	総社市真壁426-1	0866-94-0110	0866-94-0110
高梁警察署	716-0047	高梁市段町1017-1	0866-22-0110	0866-22-0110
新見警察署	718-0011	新見市新見389-1	0867-72-0110	0867-72-0110
真庭警察署	717-0023	真庭市江川821-1	0867-44-6110	0867-44-6110
津山警察署	708-0822	津山市林田77	0868-25-0110	0868-25-0110
美作警察署	707-0003	美作市明見333-1	0868-72-0110	0868-72-0110
美咲警察署	709-3703	久米郡美咲町打穴中1082-2	0868-66-0110	0868-66-0110

② 消防本部・署

平成31年 4 月 1 日

名 称	〒	住 所	電 話	F A X
岡山市消防局	700-8544	岡山市北区大供1-1-1	086-234-0119	086-234-1059
警防課航空隊	702-8024	岡山市南区浦安南町671-1	086-261-0119	086-261-1190
岡山市北消防署	700-0921	岡山市北区東古松1-1-34	086-226-1119	086-234-1084
番町分署	700-0811	岡山市北区番町2-1-1	086-224-9119	
津高出張所	701-1153	岡山市北区富原3651-3	086-254-9119	086-255-6906

名 称	〒	住 所	電 話	F A X
御津出張所	709-2121	岡山市北区御津宇垣140-2	0867-24-0119	0867-24-2249
建部出張所	709-3198	岡山市北区建部町福渡839-2	0867-22-0119	0867-22-2411
今出張所	700-0973	岡山市北区下中野1223-6	086-246-0119	
岡山市西消防署	700-0066	岡山市北区野殿西町427-1	086-256-1119	086-256-1137
吉備津出張所	701-1341	岡山市北区吉備津1016-5	086-287-4119	086-287-6047
足守救急ステーション	701-1611	岡山市北区東山内101-1	086-299-9119	086-299-9118
吉備中央出張所	709-2343	吉備中央町竹部2164-61	0867-34-0119	0867-34-1767
岡山市中消防署	703-8208	岡山市中区今在家地先	086-275-1119	086-275-1157
旭東出張所	703-8288	岡山市中区赤坂本町11-44	086-272-1119	086-272-9517
竜操出張所	703-8227	岡山市中区兼基104-1	086-278-5119	086-279-5441
岡山市東消防署	704-8117	岡山市東区西大寺南1-2-4	086-942-9119	086-942-0462
上道出張所	709-0621	岡山市東区沼1313-1	086-297-0119	086-297-0121
可知出張所	704-8174	岡山市東区松新町190-1	086-942-0119	086-942-1494
瀬戸出張所	709-0841	岡山市東区瀬戸町万富215-1	086-953-0119	086-953-9119
岡山市南消防署	702-8023	岡山市南区南輝2-2-5	086-262-0119	086-264-3935
妹尾出張所	701-0206	岡山市南区箕島1024-7	086-282-7119	086-281-5885
灘崎出張所	709-1216	岡山市南区宗津10-1	086-363-5119	086-363-5120
倉敷市消防局	710-0824	倉敷市白楽町162-5	086-426-1190	086-421-1244
倉敷消防署	〃	〃	086-422-0119	086-427-7309
中洲分署	710-0802	倉敷市水江1224-2	086-465-9931	086-465-9931
庄出張所	701-0115	倉敷市二子135-3	086-462-3110	086-462-3110
東出張所	710-0013	倉敷市中帯江164-5	086-482-2459	086-482-2459
水島消防署	712-8062	倉敷市水島北幸町4-1	086-444-1190	086-444-7954
児島消防署	711-0911	倉敷市児島小川1-1-17	086-473-1190	086-474-2759
臨港分署	711-0093	倉敷市児島塩生2961	086-475-0119	086-475-0327
琴浦出張所	711-0903	倉敷市児島田の口7-6-6	086-477-8826	086-477-8826
郷内出張所	710-0142	倉敷市林638-1	086-485-0119	086-485-0119
下津井出張所	711-0926	倉敷市下津井吹上2-650	086-478-5093	086-478-5093
玉島消防署	713-8113	倉敷市玉島八島856-1	086-522-3515	086-525-1887
真備分署	710-1316	倉敷市真備町有井1930-3	086-698-2121	086-698-4143
勇崎出張所	713-8125	倉敷市玉島勇崎1042-1	086-528-2428	086-528-2428
北出張所	710-0251	倉敷市玉島長尾499-6	086-526-8169	086-526-8169
西出張所	719-0104	浅口市金光町占見新田787	0865-42-2964	0865-42-2964
津山圏域消防組合 消防本部	708-0822	津山市林田95	0868-31-1119	0868-25-2818

名 称	〒	住 所	電 話	F A X
中央消防署	708-0822	津山市林田95	0868-31-1253	
加茂出張所	709-3905	津山市加茂町塔中80	0868-42-3100	
久米南分署	709-3612	久米郡久米南町上弓削1011-9	0867-28-2119	
柵原出張所	708-1534	久米郡美咲町藤原70-1	0868-62-0919	0868-31-1254
旭出張所	709-3402	久米郡美咲町南338-6	0867-27-2459	
東消防署	708-0854	津山市中原71-4	0868-21-0119	0868-26-1531
日本原出張所	708-1326	勝田郡奈義町上町川1137	0868-36-2284	
西消防署	708-0321	苫田郡鏡野町円宗寺31-1	0868-54-5119	0868-54-0768
奥津出張所	708-0504	苫田郡鏡野町奥津川西193	0868-52-0929	
<u>玉野市消防本部</u>	706-0011	玉野市宇野1-27-2	0863-31-5711	0863-32-2106
玉野市消防署	〃	〃	〃	〃
和田出張所	706-0021	玉野市和田3-27-1	0863-81-5542	
荘内出張所	706-0132	玉野市用吉1622-1	0863-71-1506	
東児出張所	706-0312	玉野市東田井地1397-1	0863-41-2727	
八浜出張所	706-0221	玉野市八浜町八浜510	0863-51-1386	
<u>笠岡地区消防組合 消防本部</u>	714-0098	笠岡市十一番町4-3	0865-63-5119	0865-63-1740
笠岡消防署	〃	〃	0865-63-7119	0865-63-0141
北出張所	714-0011	笠岡市吉田12-5	0865-65-1119	0865-65-1407
鴨方消防署	719-0252	浅口市鴨方町六条院中2144-1	0865-44-5119	0865-44-5120
寄島出張所	714-0101	浅口市寄島町7540-11	0865-54-3119	0865-54-4725
<u>井原地区消防組合 消防本部</u>	715-0014	井原市七日市町3216	0866-62-1260	0866-62-9404
井原消防署	〃	〃	0866-62-9119	
矢掛出張所	714-1222	小田郡矢掛町西川面461-1	0866-82-3000	0866-82-3000
美星分駐所	714-1406	井原市美星町三山4373	0866-87-2001	0866-87-2001
芳井分駐所	714-2111	井原市芳井町吉井272-5	0866-72-1100	0866-72-1100
<u>総社市消防本部</u>	719-1155	総社市小寺377	0866-92-8342	0866-92-9019
総社市消防署	〃	〃	0866-92-8346	〃
西出張所	710-1201	総社市久代2635-1	0866-96-1196	0866-96-1106
昭和出張所	719-1311	総社市美袋1915	0866-99-1247	0866-99-1204
<u>高梁市消防本部</u>	716-0046	高梁市横町1693-1	0866-21-0119	0866-21-0130
高梁市消防署	〃	〃	0866-21-0125	〃
<u>新見市消防本部</u>	718-0011	新見市新見312-2	0867-72-2810	0867-72-8583
新見市消防署	〃	〃	〃	0867-72-9061
大佐分署	719-3503	新見市大佐小阪部1327-1	0867-98-2131	0867-98-3258

名 称	〒	住 所	電 話	F A X
神郷分署	719-2801	新見市神郷釜村1187-1	0867-93-5012	0867-93-5143
哲多分署	719-0306	新見市哲多町矢戸701-2	0867-96-2131	0867-96-3509
哲西分署	719-3701	新見市哲西町矢田2559-4	0867-94-2103	0867-94-2433
東備消防組合消防本部	705-0021	備前市西片上2039	0869-64-1119	0869-63-2119
東備消防署	〃	〃	0869-64-1131	〃
東部出張所	709-0222	備前市吉永町福満786-1	0869-84-9919	0869-84-9920
南部出張所	705-0033	備前市穂浪2541-16	0869-67-9919	0869-67-9955
北部出張所	709-0513	和気郡和気町岩戸80-1	0869-88-9919	0869-88-9920
真庭市消防本部	719-3204	真庭市惣254-8	0867-42-1190	0867-42-1672
真庭市消防署	〃	〃	〃	〃
蒜山分署	717-0504	真庭市蒜山下福田460-1	0867-66-2119	0867-66-2119
湯原分署	717-0406	真庭市豊栄1421-2	0867-62-2119	0867-62-2119
美新分署	717-0105	真庭市美甘2103	0867-56-2119	0867-56-2119
北房分署	716-1411	真庭市上水田6319-1	0866-52-2061	0866-52-2061
美作市消防本部	707-0042	美作市檜原下1100	0868-72-0119	0868-72-3782
美作市消防署	〃	〃	0868-72-2603	〃
大原出張所	707-0412	美作市古町1766-2	0868-78-0119	0868-78-2978
美作地区 消防指令センター	708-0822	津山市林田95	0868-32-1119	0868-23-0538
赤磐市消防本部	709-0807	赤磐市津崎114	086-955-2244	086-955-7673
赤磐市消防署	〃	〃	086-955-2287	086-955-2249
東出張所	709-0704	赤磐市沢原157	086-955-0987	086-955-0988
北出張所	701-2511	赤磐市稲蒔374-1	086-954-0760	086-954-9119
瀬戸内市消防本部	701-4214	瀬戸内市邑久町本庄1795	0869-22-1333	0869-24-1677
瀬戸内市消防署	〃	〃	0869-22-1494	〃
牛窓分駐所	701-4302	瀬戸内市牛窓町牛窓6405-1	0869-34-4511	0869-34-5094
長船分駐所	701-4264	瀬戸内市長船町土師1175-2	0869-26-4311	0869-26-4309

③ 岡 山 県

平成31年4月1日

部 署 名	課 室 名	〒	住 所	電 話	F A X
知事直轄	消防保安課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7296	086-225-4659
備前県民局	地域づくり推進課	700-8604	岡山市北区弓之町6-1	086-223-9803	086-233-9888
備中県民局	地域づくり推進課	710-8500	倉敷市羽島1083	086-234-7003	086-426-9305
美作県民局	地域づくり推進課	708-8506	津山市山下53	0868-23-1244	0868-23-1270

④ 市 町 村

平成31年 4 月 1 日

団 体 名	課 室 名	〒	住 所	電 話	F A X
岡山市	危機管理室	700-8544	岡山市北区大供1-1-1	086-803-1082	086-234-7066
倉敷市	防災危機管理室 防災推進課	710-8565	倉敷市西中新田640	086-426-3131	086-421-2500
〃	防災危機管理室 危機管理課	〃	〃	086-426-3644	〃
津山市	総務部危機管理室	708-8501	津山市山北520	0868-32-2042	0868-22-1896
玉野市	危機管理課	706-8510	玉野市宇野1-27-1	0863-32-5560	0863-21-3464
笠岡市	危機管理課	714-8601	笠岡市中央町1-1	0865-69-2222	0865-69-2190
井原市	危機管理課	715-8601	井原市井原町311-1	0866-62-9550	0866-62-9562
総社市	危機管理室	719-1192	総社市中央1 1-1-1	0866-92-8599	0866-93-9479
高梁市	防災復興推進課	716-8501	高梁市松原通2043	0866-21-0246	0866-23-1555
新見市	総務部総務課	718-8501	新見市新見310-3	0867-72-6204	0867-72-3602
備前市	市長室危機管理課	705-8602	備前市東片上126	0869-64-1809	0869-64-3845
瀬戸内市	危機管理部危機 管理課	701-4292	瀬戸内市邑久町尾張 300-1	0869-22-3904	0869-22-3299
赤磐市	総務部 くらし安全課	709-0898	赤磐市下市344	086-955-2650	086-955-1353
真庭市	危機管理課	719-3292	真庭市久世2927- 2	0867-42-1126	0867-42-1119
美作市	総務部危機管理室	707-8501	美作市栄町38- 2	0868-72-1111	0868-72-6367
浅口市	くらし安全課	719-0295	浅口市鴨方町六条院中 3050	0865-44-9006	0865-44-5771
和気町	総務部危機管理室	709-0495	和気郡和気町尺所555	0869-93-1123	0869-92-0667
早島町	総務課	701-0303	都窪郡早島町前湯360-1	086-482-0611	086-482-3405
里庄町	総務課	719-0398	浅口郡里庄町里見1107-2	0865-64-3111	0865-64-3618
矢掛町	総務企画課	714-1297	小田郡矢掛町矢掛3018	0866-82-1010	0866-82-1454
新庄村	総務企画課	717-0201	真庭郡新庄村2008-1	0867-56-2626	0867-56-2629
鏡野町	くらし安全課	708-0392	苫田郡鏡野町竹田660	0868-54-2621	0868-54-4823
勝央町	総務部	709-4316	勝田郡勝央町勝間田201	0868-38-3111	0868-38-3120
奈義町	総務課	708-1392	勝田郡奈義町豊沢306-1	0868-36-4111	0868-36-4009
西粟倉村	総務企画課	707-0503	英田郡西粟倉村影石 2	0868-79-2111	0868-79-2125
久米南町	総務企画課	709-3614	久米郡久米南町下弓削 502-1	086-728-2111	086-728-2749
美咲町	くらし安全課	709-3717	久米郡美咲町原田1735	0868-66-1112	0868-66-3081
吉備中央町	総務課	716-1192	加賀郡吉備中央町豊野 1-2	0866-54-1313	0866-54-1855

⑤ 岡山県ＬＰガス協会支部

令和２年４月１日

支 部 名	〒	住 所	Ｔ Ｅ Ｌ	Ｆ Ａ Ｘ
岡山県ＬＰガス協会 岡山支部	700-0985	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商 工会議所5F (一社)岡山県ＬＰガス協会内	086-225-1636	086-225-2762
岡山県ＬＰガス協会 倉敷支部	710-0038	倉敷市新田2366	086-441-8220	086-441-8221
岡山県エルピーガス協会 総社支部	719-1186	総社市泉1-216 岡山県エルピーガス総社保安事 業協同組合内	0866-93-0483	0866-92-6477
岡山県エルピーガス協会 玉野支部	706-0011	玉野市宇野3-39-17 岡山県エルピーガス玉野保安事 業協同組合内	0863-31-8776	0863-32-4376
岡山県エルピーガス協会 児島支部	711-0921	倉敷市児島駅前1-76 ゼコービル2F 岡山県児島エルピーガス保安事 業協同組合内	086-474-6016	086-474-6046
岡山県エルピーガス協会 玉島支部	713-8113	倉敷市玉島八島1302 上野油業(株)内	086-522-5161	086-522-0670
岡山県エルピーガス協会 笠岡支部	714-0098	笠岡市十一番町3-3 笠岡商工会議所内	0865-63-1151	0865-62-3730
岡山県エルピーガス協会 井原支部	715-0019	井原市井原834 井原エルピーガス(株)内	0866-62-3110	0866-62-6446
岡山県エルピーガス協会 高梁支部	716-0033	高梁市南町16-2 高梁商工会議所内	0866-22-2091	0866-22-2099
岡山県エルピーガス協会 新見支部	718-0013	新見市正田270 田中実業(株)内	0867-72-2516	0867-72-2087
岡山県エルピーガス協会 真庭支部	717-0005	真庭市横部328 東真産業(株)内	0867-44-5552	0867-44-5343
岡山県エルピーガス協会 津山支部	708-0814	津山市東一宮629-12 早瀬様方	0868-20-1741	0868-20-1742
岡山県エルピーガス協会 赤磐支部	701-2222	赤磐市町苅田931 (有)野浪商店 内	086-957-2266	086-957-2267
岡山県エルピーガス協会 西大寺支部	703-8214	岡山市東区鉄71	086-279-7070	086-279-7165
岡山県エルピーガス協会 和気支部	705-0022	備前市東片上230 備前商工会館 備前商工会議所内	0869-64-0847	0869-64-1407

⑥ 都道府県LPガス協会（中国・四国・近隣）

平成31年4月1日

団体名	〒	所在地	TEL	FAX
(一社)兵庫県LPガス協会	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター5F	078-361-8064	078-361-8073
(一社)鳥取県LPガス協会	680-0911	鳥取市千代水1-133	0857-22-3319	0857-27-8189
(一社)岡山県LPガス協会	700-0985	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル 5F	086-225-1636	086-225-2762
(一社)島根県LPガス協会	690-0886	松江市母衣町55-4 島根県商工会館 7F	0852-21-9716	0852-27-8050
(一社)広島県LPガス協会	733-0812	広島市西区己斐本町3-8-5 広島県LPガス会館	082-275-1804	082-275-1788
(一社)山口県LPガス協会	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館内	083-925-6361	083-923-8366
(一社)徳島県エルピーガス協会	771-0134	徳島市川内町平石住吉209-5 徳島健康科学総合センター4F	088-665-7705	088-665-6905
(一社)香川県LPガス協会	760-0020	高松市錦町1-6-8	087-821-4401	087-851-6486
(一社)高知県LPガス協会	780-8031	高知市大原町80-2 高知県石油会館内	088-805-1622	088-831-0404
(一社)愛媛県LPガス協会	790-0011	松山市千舟町6-2-8 千舟 T・S ビル 3F	089-947-4744	089-947-8499

⑦ 地域液化石油ガス協議会

平成31年4月1日

No.	団体名	〒	所在地	電話
1	日本液化石油ガス協議会	105-0004	東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル 7F	03-3593-3500
2	東北液化石油ガス保安協議会	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館 4F	022-262-0321
3	関東液化石油ガス協議会	160-0022	東京都新宿区新宿1-36-4 丁字屋ビル	03-5362-3881
4	中部液化石油ガス保安協議会	460-0011	愛知県名古屋市中区大須4-1-70 TANAKA 名古屋ビル 5F	052-261-2896
5	一般社団法人 近畿液化ガス保安協議会	556-0022	大阪府大阪市浪速区桜川4-4-18	06-6567-7081
6	中国液化石油ガス保安連絡協議会	700-0985	岡山県岡山市北区厚生町3-1-15 岡山県商工会議所 5F	086-225-1636
7	九州液化石油ガス保安連絡協議会	810-0001	福岡県福岡市中央区天神3-1-16 橋口ビル 5F	092-761-1735

⑧ L P ガス関連中央団体

平成31年 4 月 1 日

No.	団 体 名	〒	所 在 地	電 話
1	(一社)全国L P ガス協会	105-0004	港区新橋1-18-6 共栄火災ビル 7F	03-3593-3500
2	日本L P ガス協会	105-0001	港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4F	03-3503-5741
3	ガス警報器工業会	105-0001	港区虎ノ門1-16-4 アーバン虎ノ門ビル 4F	03-5157-4777
4	(一社)日本エルピーガス供給機器工業会	105-0004	港区新橋5-20-4 新虎サウスビル3F	03-5777-1974
5	日本ガスメーター工業会	105-0001	港区虎ノ門1-8-13 虎ノ門上野ビル内4F	03-3504-8021
6	(一社)日本エルピーガスプラント協会	105-0001	港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル 3F	03-5777-6167
7	(一社)日本ガス石油機器工業会	101-0046	千代田区神田多町2-11 ガス石油機器会館内	03-3252-6101
8	(一社)全国高圧ガス容器検査協会	103-0004	中央区東日本橋2-6-7 本間ビル4F	03-3861-3851
9	高圧ガス保安協会	105-8447	港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 11F	03-3436-6100

⑨ 経済産業省L P ガス保安行政機関

平成31年 4 月 1 日

No.	機 関 名	〒	所 在 地	ビ ル 名 等	電 話
1	本省 産業保安グループガス安全室	100-8901	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1		03-3501-1672
2	北海道産業保安監督部 保安課	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第1 合同庁舎	011-709-8346
3	関東東北産業保安監督部 東北支部 保安課	980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第2 合同庁舎(9F)	022-221-4959
4	関東東北産業保安監督部 保安課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1	さいたま新都心合同庁舎第1 号館(11F)	048-600-0294
5	中部近畿産業保安監督部 保安課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	中部経済産業局総合庁舎	052-951-0291
6	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 保安課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎1 号館	06-6966-6065
7	中国四国産業保安監督部 保安課	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30	広島合同庁舎2 号館(4F)	082-224-5749

No.	機 関 名	〒	所 在 地	ビ ル 名 等	電 話
8	中国四国産業保安監督部 四国支部 保安課	760-8512	高松市サンポート 3番33号	高松サンポート 合同庁舎(5F)	087-811-8589
9	九州産業保安監督部 保安課	812-0013	福岡市博多区博多駅 東2-11-1	福岡合同庁舎	092-482-5469
10	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1	那覇第二地方合同庁 舎1号館4F	098-866-6474

⑩ 充填所緊急連絡先

平成31年 4 月 1 日

No.	事業所の名称	〒	事業所所在地	T E L	F A X	備考
1	浅野産業(株) 岡山総合事業所	700-0853	岡山市南区豊浜町13-58	086-263-1511	086-263-7111	中核
2	浅野産業(株) 倉敷事業所	712-8074	倉敷市水島川崎通1-1-7	086-444-8424	086-444-8479	中核
3	浅野産業(株) 玉野事業所	706-0014	玉野市玉原3-20-6	0863-31-1298	0863-31-0096	中核
4	浅野産業(株) 井原事業所	714-2101	井原市芳井町梶江11	0866-72-1221	0866-72-0603	中核
5	浅野産業(株) 真庭事業所	719-3111	真庭市開田381	0867-52-0352	0867-52-0658	
6	伊丹産業(株) 岡山工場	702-8045	岡山市南区海岸通り 2-7-11	086-264-2151	086-264-2153	中核
7	伊丹産業(株) 新見工場	718-0011	新見市新見315-1	0867-72-2276	0867-72-2350	
8	伊丹産業(株) 津山工場	709-4323	勝田郡勝央町黒坂485-1	0868-38-6727	0868-38-6725	中核
9	上野油業(株) 本社工場	713-8113	倉敷市玉島八島1302	086-522-5161	086-522-0670	
10	上野油業(株) 里庄工場	719-0303	浅口郡里庄町浜中837-2	0865-64-2777	0865-64-6362	
11	(株)永燃	703-8225	岡山市中区神下429-2	086-279-0053	086-279-7974	中核
12	エルピーガス販売(株)	702-8026	岡山市南区浦安本町53	086-262-1570	086-262-1623	

No.	事業所の名称	〒	事業所所在地	T E L	F A X	備考
13	岡山エルピージー センター(株)	701-0205	岡山市南区妹尾2860-1	086-282-3203	086-282-3278	
14	岡山ガスエネルギー (株)	702-8053	岡山市南区築港栄町 7-27	086-262-8885	086-265-9300	
15	(株)角藤田 充填所	719-1134	総社市真壁1546	0866-92-0036	0866-92-0092	
16	木村ガス商事(株)	708-0875	津山市福田601	086-828-0985	0868-28-5282	
17	倉敷ガス工業(株)	712-8006	倉敷市連島町鶴新田 2652-1	086-444-8116	086-444-8133	
18	高圧ガス工業(株) 岡山工場	706-0001	玉野市田井4-38-6	0863-31-2277	0863-31-8206	
19	サーンガス共和(株)	710-0803	倉敷市中島字中新田3	086-465-4432	086-465-7772	
20	(株)阪本熊治郎商店	714-0071	笠岡市東大戸平4466-1	0865-62-4151	0865-62-4152	
21	(株)サンセキ 児島充てん所	710-0145	倉敷市福江1308-1	086-485-1317	086-485-1347	
22	山陽ガス(株)	709-0625	岡山市東区上道北方211	086-279-2148	086-278-2754	中核
23	(株)セキサン L P ガス 充填所	708-0836	津山市林田町8-1	0868-22-6241	0868-23-2944	
24	大和マルキガス(株) 充填工場	701-0163	岡山市北区中撫川14	086-293-0132	086-293-1340	中核
25	田中実業(株) 岡山営業所	701-0151	岡山市北区平野825	086-293-0207	086-293-2662	
26	田中実業(株) 新見営業所	718-0013	新見市正田270	0867-72-2516	0867-72-2087	
27	田中実業(株) 真庭営業所	717-0013	真庭市勝山779-1	0867-44-4406	0867-44-4900	
28	田中実業(株) 津山営業所	708-0841	津山市川崎1940	0868-22-4186	0868-23-5990	
29	玉野興産(株)	706-0011	玉野市宇野1-41-1	0863-32-2825	0863-32-2827	

No.	事業所の名称	〒	事業所所在地	T E L	F A X	備考
30	ツチダ産業(株) 高野支店	708-1124	津山市高野山西2103	086-826-3948	0868-23-3619	
31	東真産業(株) 勝山充填所	717-0005	真庭市横部328	0867-44-5552	0867-44-5343	
32	(株)橋本石油店 備前営業所	705-0022	備前市東片上1154-2	0869-64-3675	0869-64-4426	
33	(株)はまだや 本社工場	711-0933	倉敷市児島通生1267-1	086-473-3495	086-473-7566	
34	(株)はまだや 玉野工場	706-0001	玉野市田井1-6-3	0863-31-3388	0863-31-3389	
35	備中ガス(株)	714-1227	小田郡矢掛町小田6485	0866-84-8824	0866-83-1288	
36	備北液化ガス販売(株)	716-0047	高梁市段町749	0866-22-4056	0866-22-7410	
37	(株)マスヒラガス	714-0081	笠岡市笠岡4918-9	0865-63-2811	0865-63-2930	
38	水島瓦斯(株)	712-8056	倉敷市水島福崎町3-30	086-455-3836	086-455-9347	中核
39	矢掛マルキ(株) 充填工場	714-1201	小田郡矢掛町矢掛 1871-1	0866-82-0526	0866-82-0217	
40	横山石油(株) エネルギーセンター	702-8045	岡山市南区海岸通 2-5-22	086-264-6373	086-264-7685	中核
41	吉延石油(株) 伊里充填所	705-0036	備前市閑谷1753	0869-67-2154	0869-67-3310	
42	ライフオス(株) 玉野工場	706-0141	玉野市槌ヶ原1289	0863-71-5322	0863-71-0134	
43	ライフオス(株) 東岡山工場	703-8214	岡山市東区鉄145	086-279-0149	086-279-5971	
44	(株)両備エネシス 豊浜ガス事業所	700-0853	岡山市南区豊浜町11-46	086-262-2125	086-262-2134	

注) 備考に中核とあるのは中核充填所